

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成20年3月11日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

3月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	3
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査	3
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長、 監査委員・選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長） 質疑（村上委員、野口委員、三好委員）	
散会の宣告	72

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成20年3月11日(火) 午前9時59分 開会
午後5時16分 散会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 山本善信 副委員長 三宅秀明 委員 三好義治
委員 野口博 委員 村上英明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市長公室長 寺田正一 同室次長 中岡健二 同室参事 南野邦博
同室参事兼政策推進課長 有山泉 同室参事 吉田和生
同室参事兼人権室長兼人権推進課長 藤原堅太郎
秘書課長 井口久和 同課参事 橋本英樹 政策推進課参事 山口猛
人事課長 山本和憲 人権室女性政策課長 牛渡長子
総務部長 奥村良夫 同部次長兼総務防災課長 杉本正彦
同部参事兼財政課長 宮部善隆 同部参事兼市民税課長 寺本敏彦
総務防災課参事 小原幹雄 法制文書課長 奥幸市 情報政策課長 東角泰典
市民税課参事 柳瀬順一 固定資産税課長 入倉修二 同課参事 中西利之
納税課長 布川博 同課参事 高元譲二 工事検査室長 角田猛志
会計管理者 小寺芳政 会計室長 阿久根俊二 同室長代理 寺西義隆
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 杉浦徹
同局次長 川上孝也 同局参事 豊田拓夫
消防長 稲田晴彦 消防本部次長兼消防署長 石田喜好
同本部次長兼総務課長 浜崎健児 同課参事 明原修 予防課長 水田謙二
警備第1課長 北居一 同課参事 池澤弘員 警備第2課長 本山勝
同課参事 樋上繁昭

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局主査 中井真穂

1. 審査案件(審査順)

議案第1号 平成20年度摂津市一般会計予算所管分
議案第10号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第28号 摂津市消防団条例制定の件
議案第29号 摂津市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第 5号 平成20年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議案第36号 行政財産の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第30号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第31号 摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議案第32号 摂津市職員の修学部分休業に関する条例及び摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件所管分
- 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第35号 摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○山本善信委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会します。

最初に理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、総務常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。本日は、平成20年度一般会計予算所管分他10件のご審査をお願いすることになりますが、どうぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私は一たん退席いたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、三宅委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、議案第1号、平成20年度摂津市一般会計当初予算のうち、総務部等に係る部分につきまして、目を追って主なものの補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、23ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、前年度に比べ5、300万円の減となっております。これは住民税住宅ローン控除が創設されたことにより、個人市民税の減が見込まれることによるものでございます。

目2、法人は、前年度に比べ3億5、800万円の増となっております。これは市内主要企業の業績が好調であり、法人税割の増が見込まれることによるものでございます。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ1億5、100万円の増となっております。これは家屋の新増築や償却資産の増加などによるものでございます。

24ページ、目2、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度に比べ300万円の減となっております。

項3、軽自動車税は、前年度に比べ560万円の増となっております。

25ページ、項4、市たばこ税は、前年度に比べ1億4、100万円の増となっております。これは議案第10号で提案いたしております平成19年度摂津市一般会計補正予算で計上した額とほぼ同額を増額し計上いたしております。

項5、都市計画税は、前年度に比べ1、700万円の増となっております。これは、固定資産税と同様、家屋の新増築によるものでございます。

26ページ、款2、地方譲与税、項1、自動車重量譲与税は、前年度と同額を計上いたしております。

項2、地方道路譲与税は、前年度と同額を計上いたしております。

なお、地方譲与税の予算計上に際しましては、地方道路税等の税率の特例措置が延長されることを前提とした上で積算

を行い計上いたしております。

27ページ、項3、利子割交付金は、前年度に比べ2,300万円の増となっております。

款4、配当割交付金は、前年度に比べ1,200万円の増となっております。

28ページ、款5、株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ、900万円の減となっております。

款6、地方消費税交付金は、前年度に比べ5,000万円の減となっております。

29ページ、款7、ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

款8、自動車取得税交付金は、前年度に比べ3,000万円の減となっております。なお、自動車取得税交付金の予算計上に際しましては、自動車取得税の税率の特例措置が延長されることを前提とした上で積算を行い計上いたしております。

30ページ、款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金は、前年度に比べ8,600万円の増となっております。これは、個人市民税における住宅ローン控除実施に伴う減収補てん分の増額によるものでございます。

項2、特別交付金は、前年度に比べ3,600万円の減となっております。

31ページ、款10、地方交付税は、前年度に比べ1億4,200万円の減となっております。これは、普通交付税の算定において基準財政収入額が基準財政需要額を大幅に上回り、これに伴って特別交付税の減額が見込まれることによるものでございます。

款11、交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ300万円の減となっております。

33ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は、庁舎施設等使用料を、また36ページ、項2、手数料、目1、総務手数料では、税務諸証明手数料などを計上いたしております。

続きまして、54ページをごらんいただきたいと存じます。

款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、府税徴収事務委託金を計上いたしております。

55ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は、土地貸付収入を計上いたしております。目2、利子及び配当金は、各種基金利子を計上いたしております。

57ページ、款17、寄附金は、前年度と同額を計上いたしております。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、前年度と同額を計上いたしております。

58ページ、項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、前年度に比べ2億1,439万4,000円の減となっております。目2、減債基金繰入金は、千里丘第1自転車駐車場の既存施設撤去に伴う繰上償還相当額を計上いたしております。

目3、公共施設整備基金繰入金は、南千里丘まちづくり事業などに充当するため、5億8,100万円を計上いたしております。

59ページ、款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、前年度に比べ200万円の減となっております。

項2、市預金利子、目1、市預金利子は、前年度に比べ170万円の増となっております。

60ページ、項3、貸付金元利収入、

目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、前年度と同額を計上いたしております。

61ページ、項4、雑入、目1、滞納処分費は、インターネット公売に要する経費に対する費用弁償収入を計上いたしております。

目2、雑入では、財政課分として、大阪府市町村振興協会交付金など、総務防災課分として水道事業会計からの収入などを計上いたしております。

続きまして65ページ、款20、市債は、前年度に比べ22億4,140万円の増となっております。また、借換債を除く実質ベースにおいても4億5,420万円の増となっておりますが、新規市債発行予定額は元金償還額以内に抑制いたしております。

本年度発行予定の市債といたしましては、目2、土木債は南千里丘まちづくり整備事業債及び借換債、目3、教育債は、小学校学習環境整備事業債、中学校学習環境整備事業債及び借換債、66ページ、目4、臨時財政対策債は、臨時財政対策債となっております。借換債以外の借入れ限度額及び借入れ方法などにつきましては、12ページの第3表、地方債に記載のとおりでございます。

続きまして、歳出でございますが、72ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費につきましては、78ページまで記載のとおり、そのほとんどが事務執行経費でございます。

78ページ、目2、文書広報費は、文書の郵送料などに係る経費を計上いたしております。

80ページ、目3、会計管理費は、会計室に係る事務執行経費を計上いたしております。

目4、財産管理費は、庁舎や集会所に

係る維持管理経費などを計上いたしております。

82ページ、目5、車両管理費は、公用車両の事故に対する賠償金を計上いたしております。

85ページ、目10、電子計算費は、庁内の電子計算処理経費を計上いたしております。

92ページ、目17、財政調整基金費、93ページ、目18、公共施設整備基金費、目19、減債基金費は、それぞれの基金利子を積み立てるものでございます。

94ページ、項2、徴税费、目1、税務総務費、96ページ、目2、賦課徴収費につきましては、税務事務に係る執行経費を計上いたしております。

続きまして、186ページをごらんいただきたいと存じます。

款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費は、各種備蓄物品や防災演習などに係る経費を計上いたしております。

次に、225ページでございます。

款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ16億6,138万3,000円の増となっております。これは、借換債に係る元金償還が増となったことによるもので、借換債を除く元金償還は前年度に比べ1億2,581万7,000円の減となっております。

目2、利子は、前年度に比べ、5,355万4,000円の減となっております。

227ページ、款12、予備費は、前年度と同額を計上いたしております。

以上、平成20年度摂津市一般会計当初予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成19年度摂津市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務部等の所管する事項につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、9ページの第4表、地方債の補正追加分の小学校耐震補強事業につきましては、国の補正予算で補助採択されたことに伴い、新たに起債許可が見込まれるものでございます。

次に、歳入につきましては12ページ、款1、市税、項2、固定資産税、目1、固定資産税は、1億円の増額で、当初見込み額より増加したことによるものでございます。

項4、市たばこ税、目1、市たばこ税は、1億4,000万円の増額で、当初見込み額より増加したことによるものでございます。

13ページ、款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金、目1、地方特例交付金は、261万9,000円の増額で、交付額の確定により増額いたすものでございます。

項2、特別交付金、目1、特別交付金は、3,561万3,000円の減額で、交付額の確定により減額いたすものでございます。

19ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目2、利子及び配当金は、1,294万7,000円の増額で、財政調整基金などの利子がほぼ確定したことによるものでございます。

20ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金では、競艇寄附金676万7,000円を計上し、一般寄附金330万5,000円を増額いたしております。

款19、諸収入、項2、市預金利子、目1、市預金利子では、300万円の増額で、利子がほぼ確定したことによるものでございます。

21ページ、項4、雑入、目1、雑入では、大阪府市町村振興協会交付金860万1,000円を増額いたしております。

す。

款20、市債、項1、市債は、先ほど申し上げましたとおり、補助採択により新たに起債許可が見込まれるものを計上いたしております。

22ページ、款21、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金は、1,261万8,000円の増額で、前年度繰越金を計上いたしております。

続きまして、歳出でございますが、今回補正をお願いいたします予算のうち、減額補正につきましては、事業費を精査し、経費の節減に努める中で、決算で見込める不用額について減額いたしたもので、24ページから27ページまでの款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、27ページの目2、文書広報費、目3、会計管理費、目4、財産管理費、30ページの目10、電子計算費、34ページの項2、徴税費、62ページの款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費、71ページの款10、公債費、項1、公債費、款11、諸支出金、項2、繰出金において計上いたしております。

次に、今回増額補正いたしております項目につきましては、33ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目17、財政調整基金費で、利子相当分の増額及び今回の補正財源を調整するため、財政調整基金積立金を計上いたしたほか、各基金の利子相当分について、目18、公共施設整備基金費で、公共施設整備基金積立金を、34ページ、目19、減債基金費で減債基金積立金を、目20、土地開発基金費で土地開発基金積立金をそれぞれ計上いたしております。

また、72ページ、款11、諸支出金、項2、繰出金、目1、公共施設整備基金繰出金で、公共施設整備基金借入金元金

償還金を増額いたしております。

以上、平成19年度摂津市一般会計補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 寺田市長公室長。

○寺田市長公室長 それでは、議案第1号、平成20年度摂津市一般会計当初予算のうち、市長公室に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、一般会計予算書の33ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料では、男女共同参画センター使用料を計上いたしております。

44ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、住宅・土地統計調査等、各種指定統計調査の実施に係る統計調査費委託金を計上いたしております。

47ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金では、人権問題啓発推進についての相談業務に係る人権相談事務費補助金を計上いたしております。

54ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、人権啓発の事業に係る人権啓発活動委託金を計上いたしております。

61ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入では、広告掲載料や退職者の水道部での在職期間に応じ、水道事業会計から収入する退職手当水道事業会計負担金などを計上いたしております。

次に、歳出でございますが、72ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、秘書業務、女性政策推進に係る業務など、各課にかかわります事務執行経費のほか、人事課で所管しております職員研修、労働安全衛生、

職員健康管理、職員厚生会関係などの予算を計上いたしております。

78ページ、目2、文書広報費では、広報せつつの編集、発行、配布に係る経費のほか、ホームページの管理運営に係る経費などを計上いたしております。平成20年度は、隔年で実施しています公共施設案内のための市内地図印刷経費を250万円計上いたしております。

82ページ、目6、企画費では、政策推進課に係る事務経費等と市域のコミュニティ施設の配置について、検証及び構想策定に要する経費などを計上いたしております。前年度に比較して、798万6,000円の増額となっておりますが、この主な要因は第4次総合計画策定に係る基礎調査などの業務委託料1,100万円をしたことや、昨年度、小学校跡地活用検討方針策定業務委託料300万円を計上していたことなどによります。

86ページ、目12、女性政策費では、男女共同参画社会を目指すための経費などを計上いたしております。

目13、男女共同参画センター費では、男女共同参画センター管理運営のほか、相談業務や講座開催に要する経費などを計上いたしております。

なお、旧総合福祉会館閉鎖に伴い代替施設として利用増加を見込み計上しておりました光熱水費を利用実態に合わせ、132万9,000円減額したことなどから、昨年度に比べ95万1,000円の減額になっております。

91ページ、目16、諸費においては、人権啓発推進事業、平和事業の経費などを計上いたしております。人件費に係ります予算につきましては、229ページ、給与費明細書をご参照ください。

平成20年度当初予算の給与費は、特別職員に係る予算として、4億2,22

3万8,000円、一般職に係る予算として63億9,254万2,000円、総額68億1,478万円を計上いたしております。

対前年度当初予算と比較しますと、7.2%、5億3,043万8,000円の減額となっております。

これらの給与費の関係予算は、それぞれの予算科目において計上いたしておりますが、それぞれの合計は、報酬が2億9,375万1,000円、給料が27億3,585万9,000円、職員手当が29億3,686万2,000円、共済費が8億4,830万8,000円となっております。

次に、一般職の給与費の主な増減額についてご説明申し上げます。

給与費全体では、5億324万3,000円の減額となっております。その内訳は、給料で1億1,191万3,000円の減額、職員手当で3億9,133万円の減額となっております。

また、それぞれの内訳といたしまして、給料の1億1,191万3,000円の減額は、普通昇給分として930万3,000円の増額となったものの、給与改定により1億584万円の減額となったことや採用、退職等の職員数の異動などにより1,537万6,000円の減額となったことによるものでございます。

職員手当では、3億9,133万円の減額は、制度改正に伴う分として556万8,000円の減額、採用、退職、会計間の異動により8,999万9,000円の減額、退職手当で2億9,576万3,000円の減額となったことなどによるものでございます。

共済費では、2,381万2,000円の減額となっております。この主な要因といたしましては、採用、退職、会計

間の異動により減少いたしております。

続きまして、議案第10号、平成19年度摂津市一般会計補正予算のうち、市長公室にかかわります事項につきまして補足説明をさせていただきます。

歳入についてでございますが、14ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料では、男女共同参画センター使用料を旧総合福祉会館の代替利用などで利用が増加したことから23万円を増額いたしております。

16ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、指定統計調査に係る委託金が確定したことに伴い、140万円を減額いたしております。

18ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、人権啓発活動に係る委託金が確定したことに伴い34万8,000円を減額いたしております。

21ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入では、定年退職者以外にも退職者1名が生じたため、水道部との負担調整を行う退職手当水道事業会計負担金923万8,000円の増額を行い、男女共同参画センターでの講座受講料を11万1,000円減額をいたしております。

次に、歳出でございますが、24ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、市交際費など経費の節減に努めました秘書課の業務執行経費60万円を減額し、非常勤職員等賃金の減額などのほか、人事課の業務執行経費3,275万3,000円を減額いたしております。

28ページ、目6、企画費では、334万円の減額となっておりますが、これは小学校跡地活用方針策定業務委託を入

札辞退により未執行となったほか、政策推進課の業務執行経費を減額いたしております。

31ページ、目12、女性政策費、目13、男女共同参画センター費では、男女の共同参画社会を目指すための経費や、男女共同参画センター管理運営に要する経費など、女性政策課の業務執行経費を減額いたしております。

32ページ、目16、諸費では、平和事業、人権啓発事業など、人権推進課の業務執行経費をそれぞれ決算見込みにより減額いたしております。

41ページ、項5、統計調査費、目2、指定統計調査費では、国の指定統計調査に係る業務執行経費を決算見込みにより減額しております。

次に、人件費に係ります補正予算については、73ページ、特別職の給与費明細書をご参照ください。

報酬で1,908万7,000円、期末手当で559万3,000円、共済費で200万9,000円の減額となっております。主な要因は、市議会議員2名が府議会議員選挙に出馬され、欠員となったことによるものでございます。

74ページ、一般職では、年度途中の退職者があったことなどにより、給料で706万7,000円を減額いたしております。

職員手当では、3,363万2,000円の増額となっておりますが、主な要因は職員手当のうち退職手当で当初43名分で計上しておりましたが、45名分の退職が生じたことに伴い、4,694万7,000円の増額をいたしたことによるものでございます。

共済費では、2,207万7,000円の減額となっております。この主な要因といたしましては、臨時職員、非常勤

職員に係る共済費負担金が当初見込みよりも減少したことによるものでございます。

以上、予算の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 続きまして、稲田消防長。

○稲田消防長 それでは、議案第1号、平成20年度摂津市一般会計予算のうち、消防本部に係る事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、38ページ、款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置許可等手数料及び罹災等の証明書発行手数料でございます。

52ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金でございます。

63ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入は、消防団員退職報償費及び近畿道救急業務実施市町村交付金が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、予算概要につきましては99ページから104ページにかけて記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

178ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費は、10億9,531万4,000円で、前年度と比較して15.6%、1億4,758万9,000円の増加となっております。

179ページ、旅費は、救急救命士の養成及び各種技術習得のための大阪府立消防学校などへの職員研修派遣に係る普通旅費でございます。

180ページ、需用費は、消防活動に係る消耗品や被服及び緊急情報システムに係る消耗品、並びに消防車両や消防庁

舎の維持管理経費などでございます。

181ページ、委託料は、庁舎清掃委託料、庁舎総合管理委託料及び緊急情報システム等保守管理委託料などでございます。

182ページ、工事請負費は、はしご付消防ポンプ自動車更新に係る車庫改修費などでございます。

備品購入費は、はしご付消防ポンプ自動車の更新に係る経費などでございます。

負担金、補助及び交付金は、大阪航空消防運営費負担金、救急救命士養成を初めとする大阪府立消防学校入校負担金、消火栓整備負担金などでございます。

続きまして、183ページ、目2、非常備消防費は、5,551万2,000円で、前年と比較して2.3%、129万3,000円の減少となっております。報酬は、消防団員に対する報酬でございます。報償費は、退職消防団員に対する報償金でございます。旅費は、火災出動及び訓練並びに歳末非常警戒等の費用弁償でございます。需用費は、消防団員被服の購入及び消防団車両の維持管理経費などでございます。

184ページ、工事請負費及び備品購入費は、NOx・PM法規制対象となる摂津市第二分団配備の消防ポンプ自動車の更新に係る経費などでございます。

負担金、補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金及び消防分団施設整備補助金などでございます。

以上、平成20年度摂津市一般会計予算のうち、消防本部に係る事項の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第10号、平成19年度摂津市一般会計補正予算のうち、消防本部に係る事項につきまして、補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、61ページ、款

8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の減額は、高圧ガス製造施設購入に係る執行差金及び消防学校入校負担金の執行差金などでございます。

目2、非常備消防費の減額は、摂津市第1分団配備の消防ポンプ自動車の購入に係る執行差金でございます。

以上、平成19年度摂津市一般会計補正予算のうち、消防本部に係る事項の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 杉浦局長。

○杉浦監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 議案第1号、平成20年度摂津市一般会計予算のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員に係ります項目につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

歳入の84ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費及び目9、固定資産評価審査委員会費につきましては、委員報酬、旅費などの管理運営経費でございます。

次に、102ページの款2、総務費、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましては、委員報酬、旅費などの経常的な管理運営経費のほか、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の成立に伴い裁判所より配付予定となっております裁判員候補予定者名簿作成システムを利用するための導入委託料を計上いたしております。

104ページ、目2、市長及び市議会議員補欠選挙費は、ことしの10月1日に任期満了となります市長選挙と現在2名が欠員となっております市議会議員の補欠選挙を市長選挙にあわせて実施する経費で、主なものといたしましては、従事者の人件費や入場整理券の印刷代、

入場整理券の発送料、ポスター掲示場設
営撤去委託料、投票場用スロープなどの
選挙器具購入費及び選挙運動に伴います
自動車の使用、ビラの作成、ポスターの
作成などの選挙公営制度に係る交付金等
となっております。

105ページの日3、農業委員会選挙
費につきましては、7月19日に任期満
了となります農業委員会委員一般選挙に
係る経費で、人件費のほか、投票用紙の
印刷代、郵送料等となっております。

次に、109ページの項6、監査委員
費、目1、監査委員費につきましては、
委員報酬などの管理運営経費でございま
す。

以上、平成20年度一般会計予算の補
足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成19
年度摂津市一般会計補正予算（第5号）
のうち、公平委員会、固定資産評価審査
委員会、選挙管理委員会、監査委員に係
ります項目につきまして補足説明をさせ
ていただきます。

歳入の16ページ、款14、国庫支出
金、項3、委託金、目1、総務費委託金
の選挙費委託金は、昨年7月29日に行
われました参議院議員通常選挙の委託金
が確定したことに伴い、909万4,0
00円を減額するものでございます。

18ページの款15、府支出金、項3、
委託金、目1、総務費委託金の選挙費委
託金は、昨年4月8日に行われた府議会
議員選挙並びにことしの1月27日に行
われました府知事選挙の委託金が確定し
たことに伴い、1,556万7,000
円を減額するものでございます。

歳出の29ページ、款2、総務費、項
1、総務管理費、目8、公平委員会費及
び目9、固定資産評価審査委員会費につ
きましては、報酬、旅費等の管理経費の

精査に伴い減額するものでございます。

37ページの款2、総務費、項4、選
挙費、目1、選挙管理委員会費につつま
しては、旅費、需用費などの管理経費の
精査に伴い減額をするものでございます。

37ページ、府議会議員選挙費、39
ページの参議院議員通常選挙費につつま
しては、それぞれの人件費、委託料等の
執行経費が確定したことに伴い減額をす
るものでございます。

40ページの府知事選挙費につつま
しては、現在、精算処理を行っているもの
はございますが、印刷代、委託料、選挙
器具の購入費など経費が確定したことに
伴い減額をするものでございます。

41ページ、款2、総務費、項6、監
査委員費、目1、監査委員費は、管理経
費の精査により減額をするものでござい
ます。

以上、補正予算の補足説明とさせてい
ただきます。

○山本善信委員長 説明が終わり、質疑
に入ります。

村上委員。

○村上委員 おはようございます。平成
20年度、新年度がまた来月から始まる
ということでこの新年度予算と、そして
また平成19年度の補正予算等との委員
会の審査をされるということの中でござ
います。

今回、この平成20年度の予算につつま
しては、今まで過去にない、かなり高
い予算を編成をされているということで、
333億3,386万円ということでご
ざいます。

これも前年と比較いたしまして、9.
2%の増であるということも資料でいた
だいているわけなんですけども、この中
で先ほどご説明もございました借換債を
除くと、前年度対比といたしましては、

2%の増であるという予算になっております。そういった中で、いろいろと質問させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず1点目なんですけども、議案第1号の23ページでございます。

款1、市税、項1、市民税、目1、個人、節2、滞納繰越分ということで、これは平成19年度の当初予算よりも1.3倍、2,200万円増加となっております。そういった意味で、この増の考え方についてお聞きしたいと思います。

同じく、23ページなんですけども、目2、法人、節2、滞納繰越分ということで、これも繰越分ということで、前年度と比較いたしまして500万円という金額、約2.2倍というものが増額になっておりますので、そのあたりの考え方についてお聞きしたいと思います。

3番目なんですけども、議案第1号の56ページでございます。款16、財産収入、項2、財産売払収入、目1、不動産売払収入、節1、土地売払収入ということで、これは平成16年度以降、当初予算の中には計上されていないということであるわけで、その中でも決算を見させていただいても、その中では平成18年度が土地売払収入というのはなかったということでございます。そういう中で、平成16年度以降、当初予算には計上は当初されていなかったということで、ことは平成20年度分については計上されているということで、その中での考え方についてお聞きしたいと思います。

4番目なんですけども、議案第1号の58ページ、款18、繰入金、項2、基金繰入金というものがございます。先ほども補足説明等々であったわけなんですけども、この基金のことにつきまして、例えば財政調整基金であれば、歳入面、

それから歳出、積み立て、その額ということで1億等と差額はあるわけでございます。

また、減債基金につきましても、約150万の減額と、公共施設整備基金の積立金につきましても6億7,000万ほどの歳入面と積み立ての差額はあるということで、基金の今後の考え方、どういうふうはこの基金を活用されていくのかということで、そのお考えについてお聞きしたいと思います。

5番目なんですけども、議案第1号の61ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入、節1、雑収入という中で、広告掲載料というのが記載をされておりますけども、これは平成19年度の当初予算と同額というようなことでございます。これもいろいろと広告収入につきましては、自主財源を確保しようというような目的で平成18年度から導入をされたということなんですけども、この自主財源の確保という観点で、さらに増収への取り組みをされてはどうかというような観点で、新たな掲載広告ということで今ホームページがリニューアルされているというようなこともお聞きしておりますので、その辺でホームページへの広告の掲載についても考えてはどうかと思いますので、その辺で市の考えをお聞きしたいと思います。

同じく、議案第1号、61ページなんですけども、節1、雑収入の中で、総務防災課の電子複写機使用料というのが計上されております。今回、13万2,000円が計上されていると思うんですけども、これは平成19年度の当初予算にはなかったということで、この内容についてお聞きしたいと思います。

7番目といたしまして、議案第1号の72ページでございます。款2、総務費、

項1、総務管理費、目1、一般管理費、節3、職員手当等ということで退職手当というのが8億6,000万ほど計上されておられるわけですが、人数についてまずお聞きしたいと思います。

8番目なんですけども、議案第1号の79ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目2、文書広報費、節11、需用費、印刷製本費というのが計上されております。その中で先ほど補足説明の中で、市内地図ということで約250万計上されているということでございます。そういった中で、配布の方法についてのお考えをお聞きしたいと思います。

9番目といたしまして、議案第1号の80ページなんですけども、目4、財産管理費から節13、委託料、その中で庁舎総合管理委託料というのが計上されておまして、これが昨年度と比較いたしまして、約1,800万増加、約2倍の増ということになっておりますので、その内容についてお聞きしたいと思います。

概要に移るんですけども、概要の16ページでございます。この中で地方公営企業等金融機構出資金というのが記載をされているんですけども、この内容についてお聞きしたいと思います。

11番目で概要の21ページなんですけども、市有財産管理事業というのが記載をされておまして、その中で光熱水費が前年度と比較して約1.8倍ほどになっている、修繕料についてもかなり900万ほど増額になっているということで、全体的には2,500万近くのお金が増額になっているということで、その内容についてお聞きしたいと思います。

概要の33ページなんですけども、過誤納還付金等が計上されておまして、これも去年と比較いたしまして3.7倍

の増額ということでございます。この辺について内容をお聞きしたいと思います。

35ページなんですけども、インターネット公売、先ほども若干の補足説明がありました。その中で業務の流れについてお聞きしたいと思います。

概要の38ページ、この中で市長及び市議会議員補欠選挙事業というのがございます。その中で、時間外勤務手当につきましては、140万の減というような形で節減等々されているわけですが、減となった理由についてお聞きしたいと思います。

次、概要の39ページなんですけども、これも期日前投票所増設分初期設定委託料というのが計上されております。この増設の内容についてお聞きしたいと思います。

概要の40ページなんですけども、指定統計調査事業というのが記載されております。この中で昨年、調査事業につきましては、商業統計というのがあったわけなんですけども、平成20年度につきましては、経済センサスという言葉があります。これはなかなか聞きなれない言葉なんですけども、これはどういう調査なのかというのをお聞きしたいと思います。

概要の100ページなんですけども、庁舎車庫改修等工事というのが記載をされております。この工事内容についてお聞きしたいと思います。

概要の102ページ、この予防活動推進事業というのが掲載をされておるんですけども、備考欄といたしまして、防火意識の高揚を図る経費というのが記載をされております。そういった中で、今回の防災訓練で住宅用火災警報器に係るアンケートをとられたと思うんですけども、アンケート実施箇所数、それとアンケー

トに記載していただいた人数、結果についてどういうふうにお考えになっているのかというのをお聞きしたいと思います。

1回目は以上でございます。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 お答えいたします。

まず予算書56ページの不動産売払収入の計上をしております。これについてどういうことかということでございます。前年度しておりません。

不動産売払収入ですので、主に土地ということになるかと思えます。全市的に南千里丘のまちづくりでありますとか、さまざまな事業が進められております。この中で、総務防災課といたしまして、全体を見渡しまして、今後、保留地等の売却等の可能性もあるということで、予算上に反映をすることはどうかということで、枠取りとして1,000円だけ計上させていただいたということでございます。

次に、予算書の61ページ、電子複写機使用料が新たに計上されているがどうかということでございますが、これは1階ロビーに置いておりますコイン式の市民がお使いいただいております複写機でございますが、現行は業者の方に機械を設置していただき、業者の方で利用料もとっていただくという形をとっております。

ところが、機器が相当古くなってきておりまして、また業者の方も今まではサービスということで赤字覚悟でやっていたおったんですけれども、機器を更新する時期にきております。この中で業者の方とお話をいたしましたところ、今の使用状況では決して複写機を置いて利益を上げるというところには至らない。相当な赤字になるということでございましたので、このままでいけば撤去ということになりますので、市民サービスの面か

ら考えましても、市民課等の婚姻届等のコピー等、各種申告書の書類等のお使いもでございますので、市民サービスの面から私どもの市の方で設置をいたし、またそれに対する経費についても市の方で収入するということになるかと思ひまして、予算を上げております。

当然、使用料の収入だけではなくに、概要の21ページでございますけれども、設置の経費も概要の方にあわせて上げております。

市庁舎の総合管理委託料がふえておるがどうかということでございます。市庁舎だけではないんですけれども、総合契約ということで、今までは3年間の庁舎の総合管理の委託契約をしてまいりました。昨年の中でもお願いしたところなんですけれども、今回5年の委託を新たに起こすということになりまして、債務負担行為等のご承認をいただいたところでございますが、これに伴いまして、新たに入札をし、契約をし、5年間の業者を決めるという時期に参りました。

それをもちまして、当初、業者等からの見積もりを財政課の契約の方でとっていただいて、その中で予算を計上するということになりました。現実には、実際に入札をいたしました結果については、これほどの金額にはなっておりませんが、そういうことでちょうど契約の端境期と申しますか、更新時期になりましたので見込み金額での計上ということになりましたので、金額が相当ふえたというふうになりました。

それから市有財産管理料の増加の理由でございますが、これは市有財産管理は主に普通財産の管理をいたしております。普通財産及び集会所等もでございますけれども、庁舎外、市役所外部で総務防災課が管理しております財産でございますけど

も、今回ふえておりますのは、味舌小学校、三宅小学校の廃校に伴いまして、各校舎は普通財産で管理をするということになっております。

これに伴いまして、その経費を一たんどういう使用方法になるかと、詳細まで決まっておりますので、そういう光熱水費等もすべて総務防災課の方で一たん予算計上して扱うということにいたしました。あと修繕費等につきましては、今後、市民の方にお使いいただいたりすることも含め、また人の出入りが少なくなりますので、防犯上の設備等の設置も要るかということで、そういう見込みをもちまして、予算計上させていただいたということでございます。

なお、今後の小学校等の利用方法も詳細がきっちり決まりましたら、当然、各原価原価での計上ということになりますけれども、今のところはまとめて総務防災課の方で計上したということでございます。

私の方からは以上でございます。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 退職手当に関しますご質問にご答弁申し上げます。

退職手当といたしまして新年度、8億6,415万8,000円を計上させていただいております。内訳といたしまして、一般職が34名でございます。秋に市長の任期が終了して、選挙もあるということでございます。特別職分として1名、一般職分として34名を計上させていただいております。

○山本善信委員長 布川課長。

○布川納税課長 それでは、3点ご質問があったかと思われま。

まず予算書23ページにあります市民税の滞納繰越分についてご答弁させていただきます。

個人住民税の増額につきましては、平成18年度決算調定が37億9,910万円、平成19年度調定が46億83万円と税源移譲に伴い所得税から住民税へ約8億円が増額しました。未納額は平成18年度、1億1,598万円から平成19年度は1億8,403万円と6,805万円の増となりました。

また、法人市民税に関しましては、企業の好景気に伴い、決算調定が平成18年度、28億46万円から平成19年度は29億2,400万円と約1億2,000万円増加し、未納額が平成18年度の1,444万円から平成19年度は2,400万円と約1,000万円増額しております。

平成20年度における滞納繰越調定は過去の徴収率を勘案して、住民税は2,200万円の増の9,400万円、法人市民税は500万円増の900万円を計上しております。

次に、概要33ページにございます過誤納還付金の増額についてでございます。

平成19年度より国、所得税から地方、住民税への税源移譲が行われました。ほとんどの方は所得が同じであれば、所得税と住民税を合わせた税額は変わらないようになっておりますが、退職などにより収入が大きく減少して、平成19年度の所得税が発生しない方は、平成19年度住民税の増額に対して、所得税の減額調整ができず、住民税だけが増額となり税負担がふえることとなります。

このような納税者は減額申告書を提出することで、平成19年度の住民税について税源移譲前の税率で計算し、ふえた税負担分を還付することとなります。

平成19年度の課税資料から見積もった数字ですが、この還付対象は市民税、府民税合わせまして約3,000人強を

見込んでおります。税額にして1億2,000万円でございます。

過誤納還付金は、この1億2,000万円に法人市民税の確定申告により、減額が生じた場合などに還付する過年度更正減還付金の平成19年度決算見込み増加額1,500万円を加えたものでございます。今回、前年度に比べまして、1億3,500万円の増額を計上しております。

3番目に概要35ページにありますインターネット公売についてでございます。

市税滞納者に対しましては、まず文書による督促、催告はもちろんのこと、電話催告や自宅訪問を実施するなど、直接滞納者並びに家族との納税交渉を持つことで、自主納付を促しております。

しかしながら、納税意識に欠ける誠意のない滞納者に対しましては、現在、主に預貯金や生命保険などの債権差し押さえを中心に執行しております。しかし、滞納処分に対応する財産のない滞納者に対しまして、動産の差し押さえと、その物品の公売は納税交渉に新たな展開が期待できます。

今後、動産等の差し押さえをし、インターネットを通じ公売を実施し、日本全国から入札を受け付け、せりにより最高額で入札した方に売却をします。売却代金は公売費用として、これは滞納処分費として受けることができます。滞納税に充当してまいります。

インターネット公売を実施し、滞納者の所持品が差し押さえの対象になることが周知されるようになれば、滞納への抑止力につながるものと考えております。

○山本善信委員長 有山参事。

○有山市長公室参事 それでは予算概要40ページの経済センサスについてご答弁申し上げます。

平成16年11月に内閣府において、経済社会統計整備推進委員会が設置され、統計制度改革が検討されてきました。平成19年5月に現行統計2法、統計法と統計報告調整法などの2法ですが、これが新しい統計法に一元化されました。新法は、平成19年10月1日に一部施行され、平成21年春をめどに全面施行されます。これにより、従前行ってきました指定統計調査、承認統計調査、届出調査は基幹統計調査とそれ以外の調査に分けられます。

従前、国の各省庁から出されていた指定統計調査では、省庁間、または同一省庁内においても多少の差異があるものの比較的似たような調査内容のものがございました。国の統計を総括する部署がなかったことから、このような統計の結果となっております。

これを内閣府が司令塔の機能を果たすという組織再編をすることになりまして、今回、この省庁間の垣根を越え、最初の実施されますのが平成21年度に行われます経済センサスでございます。

対象はすべての事業所及び法人企業ということになっておりまして、従前の農家でありますとか、林業でありますとか、漁業でありますとかの統計部分を除くすべてが対象となっております。

21年度の調査は行政記録なども利用し、事業所、法人企業の補足に重きを置いた調査を実施することとなっております。調査期間につきましては、平成21年6月、または7月が予定されております。

平成20年度の摂津市で行うものでございますが、調査区ごとに調査対象の件数などばらつきがないように調査区準備名簿の作成など、調査区域を設定する、そういう事業を平成20年度に摂津市に

おいて行います。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 それでは私の方から基金繰入金と地方公営企業等金融機構出資金についてご答弁させていただきます。

基金につきましては、地方自治法第241条に規定がございまして、そこでは条例の定めるところにより特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができるとされておりまして、本市の条例に規定いたしております。

財政調整基金につきましては、その目的が災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため財政調整基金を設置するとされております。

減債基金、それから公共施設整備基金等につきましては、特定の目的を持った基金とされております。

こうしたことから毎年予算組みをいたしますときに、それぞれの目的に合った形で基金を予算計上いたしております。

減債基金につきましては、千里丘第1自転車駐車場の繰上償還分として計上いたしております。

公共施設整備基金につきましては、南千里丘まちづくり事業、土地区画整理事業の事業費に充てております。

それから、市営住宅整備基金につきましては市営住宅の建替事業に充てております。

そういった形で特定の目的の基金として充当いたします。財政調整基金につきましては先ほど申しましたように、財政の調整費用として計上いたしております。

基金でございますけれども、財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金等につきましては、基金の取り崩しや借り入れ、繰り入れ等行いまして予算編成の際

の財政調整機能として役割を果たしております。17年度までは基金を取り崩して予算編成をしております。そういった形で、基金がないと赤字決算であったということでございまして、これからは基金につきましてはできるだけ経費節減に努めまして、基金の積み立てをしております。

それから、地方公営企業等金融機構出資金についてでございますけれども、これは平成18年に簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律というのが施行されまして、そのうちの政策金融改革といたしまして、地方分権改革の例に沿いまして、公営企業金融公庫、平成20年度で廃止いたしまして、それに変わるものとして地方公共団体に対しまして、その公営企業に係る地方債につき、長期かつ低利の資金の融資等を行うため、新たに地方公共団体が共同して地方公営企業金融機構を設立し、自主的・主体的に運用することとなりました。

機構設立のための出資額につきましては、昨年5月に地方公営企業等金融機構法が成立いたしまして、全地方公共団体が現行の公営企業金融公庫の資本金額166億円を出資することになりました。この出資額について、全国知事会、あるいは市長会、町村会においてそれぞれ決定されたところでございますけれども、本市の出資額については770万円とされまして、本年6月に出資金を払い込むということになっておりますことから、平成20年度に予算措置させていただいたのでございます。

○豊田選挙管理委員会事務局参事 私の方から、市長及び市議会議員補欠選挙に係る質問につきましてご説明申し上げます。

まず1点目の時間外勤務手当につきまして、ほかにも休日勤務手当、投開票事務従事者手当と人件費があるところでございますけれども、これにつきましては、今回は1週間の短い期間の選挙ということもありまして、減っているものでございます。ほかにも執行につきましては、前もってなるべく早い時期から仕事を始めることによりまして、時間外を減らすことや、また開票につきましていろいろな事務を前もって説明会を開くなど、また機械を入れるなどしまして、時間短縮を図っておりまして、なるべく執行額を減らすような努力をさせていただいているところでございます。

もう1点の期日前投票所増設分初期設定委託料につきまして、ご説明させていただきます。

これにつきましては、以前から投票所につきましては市民の方から、暗いとか狭いとか、特に人の目が気になるというふうな苦情を聞いておりました。これにつきましては、広い投票所にしてほしいという要望でございます。以前、執行しました17年度の衆議院と市議会議員の選挙が同時になった折には、かなり投票所において列ができたと聞いております。そのときには、お天気だということによってよかったのですが、これが雨であれば雨の中待っていただくようなことにもなりかねませんので、そのようなことのないように、以前から選挙管理委員会のご意見としまして、このままではいけないということで、少しでも望ましい環境を確保できる広いスペースの投票所に変更していくような方針で検討してきたところでございます。

それにつきまして、検討してきたところなんですけれども、それに伴いましてやはりお年寄りとか、あるいは障害をお持ち

の方が投票に行けなくなるということもございまして、こういうことにならないように、新たな考え方としまして今検討しているところなんですけれども、期日前投票所、複数箇所で行えないかということを検討しているところでございます。

この期日前の投票所を複数箇所で行うに当たっては、ここで上げさせていただいている期日前の投票所の増設初期設定委託料という、これは期日前のところでもオンラインによりまして投票の受付をすぐにできるようなシステムを導入することによって、そのシステムを期日前の投票所で使えるような形で初期設定するという委託料でございます。

ほかにもこれ以外にもいろいろな人的な問題や場所的な問題もあるところでございますけれども、この辺の問題がクリアした時点で、一定の方針が出ましたら、また議員や地域の方々にもご報告させていただいて、またご相談させていただきまして、その辺につきましてはご理解を得たいと考えております。

○山本善信委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは、まず広告収入の関係から説明申し上げます。

20年度広告収入につきましては、1枠4万2,000円の設定で、48枠を見込んでおります。2年目を迎えました19年度なんですけれども、新たに4社を加えまして、延べ47枠が確保される見込みでございます。

ご質問のホームページのバナー広告の件についてですが、今現在、市のホームページのリニューアルについて、新年度からの公開に向け各課全庁的に鋭意作業中でございます。ホームページの公開後、ホームページの運用が順調に進んだ後には、ホームページへの広告掲載について進めてまいりたいと考えております。

その際には、広報紙への広告掲載の料金との整合性、またホームページへ広告を掲載する期間等の調整も図ってまいりたいと考えております。

続きまして、市内地図についてでございます。市内地図は、これまで隔年で作成しておりまして、新年度には新たに1万5,000部を作成する予定でございます。配布につきましては、市役所受付のほか、市民課での転入者向けの配布、また市民サービスコーナーや図書館、公民館などにも配布用として窓口にて備えておりまして、今回も同様にしたいと考えております。

○山本善信委員長 本山課長。

○本山警備第2課長 予算概要100ページ、消防庁舎管理事業の庁舎車庫改修等工事費についてご説明いたします。

これは現在の本署消防車庫を改修いたすもので、平成20年度更新いたしますはしご付消防ポンプ自動車は全長が11.5メートルで現有のはしご車より全長で約1.5メートル長くなることで、現在の車庫では収納が不可能になるものであり、全面約1.3メートル、幅7.5メートルの増築をする必要が生じました。しかし、増改築費を抑制するため検討いたしました。しかし、車庫後部の壁を撤去する等の検討もしました結果、耐震壁であり、耐震強度の点で不可能となり、また現在のシャッターも再利用ができないか検討も行いましたが、シャッター用レールを取りつけるためには、柱とはりの一部をはつる必要があり、はりの強度の問題で不可能であり、シャッター位置を下げるなど、いろいろな角度で検討を行いました結果、すべて支障が生じる結果となり、改修工事を行うことになったものであります。

○山本善信委員長 水田課長。

○水田予防課長 それでは、概要102ページ、予防活動推進事業のご質問についてお答えいたします。

平成18年6月1日に新築については義務化され、既存住宅については平成23年6月1日より義務化されます住宅用火災警報器の設置状況のアンケートにつきましては、多数の市民が参加される小学校区連合自治会訓練時に参加者をお願いしたものでありまして、既に設置していただいているか、またこの条例が改正されたことを知っていただいているかという趣旨のもとに行ったものであります。

現在、7小学校区と2自治会の訓練時に実施いたしました。アンケート回答数は849件で、既に設置していると答えられたのが184件で、21.7%となっております。

しかしアンケート実施時にガス警報器と勘違いされて設置していると答えられた方が割とおられるのではないかと我々は思っております。よって、当数値よりもっと低い数値が実際の設置戸数だと現在は考えております。

○山本善信委員長 明原参事。

○明原総務課参事 予算概要100ページの消防庁舎管理事業の庁舎車庫改修等工事のうち、消防本部総務課に係るものでございますが、先ほど説明のありましたはしご付消防ポンプ自動車購入に伴う車庫改修工事に加え、庁舎屋上のとい部分の漏水補修工事を同時に行うもので、これはスケールメリットを生かし経費の節減を図るため、1つの工事名称として予算計上させていただいたものでございます。

○山本善信委員長 村上委員。

○村上委員 どうもご答弁ありがとうございます。

1点目の滞納繰越分についてなんです

けども、滞納がふえているということも
ございます。そういう中で、税というの
は日常生活と直接結びつくといえますか、
そういう地域社会の費用につきまして、
市民の方々がその所得に応じて負担して
いただけるというような税というもので
あるというふうに認識しているんですけ
ども、今回のいろいろと滞納の方々につ
きまして、いろいろと対処されていくと
いうようなこともございました。そういっ
たことでご負担のないようにというか、
いろいろ意見の行き違いがないようにと
いうような形で、またしっかりとご理解
いただけるような形で、最初に説明をし
ていただいて、その後の法的な、その辺
も含めた対応をしていっていただきたい
と思っておりますので、よろしく願い
いたします。

3番目の土地売払収入の件でございま
す。これにつきましては、先ほど説明が
ございました。保有地等の計画ではわか
らないけど、一応枠取りはしているとい
うようなこともございました。そういっ
た中で、平成14年度につきましては、
旧の香露園の保育所から15年度につ
きましては、旧の千里丘保育所、そうい
うところが売却されたようにも聞いてお
りますので、この辺で1つ市の保有地の今
後の売却の計画について、もし何かお示
しいただけるものがあれば教えていただ
きたいと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

4番目の基金の件でございませう。これ
につきましては、平成19年8月末現在
ということで、中期の財政の見通しがお
示しをされました。こういった中で、先
ほどご答弁もありましたけれども、平成
17年度につきましては、この基金を取
り崩して、活用されておられまして、平
成18年度につきましては、10億円ぐ

らい増額になったということございま
す。

そういった中で、平成19年度から2
1年につきましては、この基金が積み立
てられるということも示されておられま
したけれども、今回、約10億円近い形
が取り崩しをされるということになって
おりますので、この中期がこの20年度
以降からかなりずれてくるのではないかと
思っております。

そういった中で、基金といえますか、
財政につきましては、この一般会計から
水道事業を除く特会等々足しますと、5
23億ほどになろうかと思えます。そう
いった中で、これを例えば億単位を万単
位ぐらいに落としまして、一般家庭とい
うレベルで考えていきますと、年収が5
23万円の方に例えるならば、この基金
が、家で言う貯金が平成18年度末では
45万ぐらいになるというようなことにな
ろうかと思えます。

そういった中で、例えば家で考えてい
きますと、もし急にお風呂が壊れたとか、
何かが壊れたというような形でいきます
と、貯金というのとはなくなってしま
う。例えば、行政でいきますとごみの焼却炉
がもし何かで支障を来すと、故障いたし
ますと、この基金というのでもかなり大き
な影響を来すとのではないかと考えてい
るわけなんですけども。

そういった中で去年だったと思うん
ですが、テレビの中で、家の財政の関
係でテレビ放映されておられまして、
家の貯蓄というものの考え方については
どういう考えがあるのかなと討議があ
りまして、基本的には年収程度の貯蓄
があれば特に家族でも病気になっても
対応ができると。家の修繕があっても
対応ができるということもございま
したので、その辺で基金につ
きまして、残高がどれぐらいあれば

財政上、問題ないというか、いろいろとやりくりできるのかというのをもしお考えがあればお示しいただきたいと思っております。

5番目の広告の掲載料の件でございます。先ほどホームページでの活用も今後しっかりと考えていきたいというお話もございました。そういった中で、平成19年度につきましては、47枠あるということでございます。そういった中で、この平成18年、また19年というのは計算の単価、4万2,000円という単価は変わっていないというようなこともございますので、その辺でホームページを載せますと、見ていただく方がかなりふえてくるのではないかということも思っていますので、その辺で昨年も要望させていただきましたけれども、中小企業が載せやすい、単価枠も含めて検討していただきたいと思うんですが、その辺の再度のお考えをお示しいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6番目の電子複写機の使用料の件でございます。これは、収入では13万2,000円ということで歳出的には26万4,000円ということで、約13万円の分が市の方で市民の方にご負担していくというようなことでもございます。

そういった中で、市民サービスの低下にはなってはならないと思っておりますので、その辺でしっかりとこの辺はきちっと管理をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

7番目の退職金の件でございます。

一般の退職の方が34名ということで、特別職の方が1名ということでもございます。そういった中で2007年問題と申しますか、退職の問題については行政のみならず、各企業についてもいろいろと検討して考えていっていかねばな

らないのかなと思っておりますので、新年度につきましても、8億6,000万という数字が計上されておりますけれども、21年、22年の退職金の予定額がもしわかれば教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

8番目の印刷製本費の件でございます。これにつきまして、先ほどご説明がありました。これは平成13年、16年にたしか作成されたと思うんですけども、これも同じ1万5,000部であったかと思っております。そういった中で、市内の地図についても例えば広告を掲載して、その辺で少し収入を得てはどうかなというふうに思っているところもあるんですけども、例えば、自治会さんなんかでの回覧板につきましては、各企業さんの広告を載せて、それで作成をやりくりされているというようなことでもございますので、その辺で今後、地図の掲載につきまして、広告を掲載してはどうかというように1点思うんですが、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

庁舎の管理委託料の件でございます。これは入札と見込みと若干の差があったということもお聞きしているんですけども、入札額がわかれば教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

10番目の公営企業についてでございます。先ほど、166億円の出資金総額という中で、摂津については770万ということでもございますけれども、この算定の考え方、なぜ770万になったのかというのをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

11番目の市有財産の管理事業、これは概要の21ページの件でございますけれども、これは今ご説明ございました、味

舌、三宅各小学校統廃合の関係で、これが普通財産になったというようなことでもございます。これもいろいろと本会議等でも審議といたしますか、質疑をされているようなことでもございますので、1点もしご答弁いただければありがたいなと思うんですけども、将来的にどういう方向性を持っておられるのかというのは1点お聞きしたいと思います。

概要の33ページ、過誤納還付金ということでございます。先ほど所得税法の改正等で、還付金が生じてくるというようなことも言われておりました。一応3,000人弱、1億2,000万という形で見ておられるということなんですけども、誤納という言葉がちょっと気になって、誤って納めるといような、崩して言えばそういうことになろうかと思えます。この辺もちょっと表示の方法を考えていただければなど、これは要望としておきますので、よろしくお願ひします。

この所得税の関係の還付があるということなんですけども、1点、市民等の周知について、どういうふうにご考慮しておられるのかということをお聞きしたいと思います。例えば、広報せつにつに載せる云々とか、またホームページ云々ということも考えられるのですけども、その辺でどういう形で時期的なものも含めて、周知の時期、周知の方法について1点お聞きしたいと思います。

概要の35ページ、インターネット公売事業についてでございます。先ほどいろいろと督促等々されて、自主納付を前提といたしますという形でありますけども、インターネット利用者ということで、掲載につきましては写真を撮って掲載をされるのか、その辺でいろいろと見た目の感想、きれいだとか、ちょっと傷があるよとか云々とか、その辺も掲載される

のかということをお聞きしたいと思います。

もう1つ、これは主要事業一欄の中で83万が目標ということで、掲載をしておられましたけども、この設定額の考え方についてお聞きしたいと思います。

概要の38ページ、市長及び市議会議員補欠選挙の事業の関係で、先ほど時間外手当、また投開票事務従事者手当の件で減額になっているということをお聞きしたわけでございますけども、これも昨年の参議院選挙につきましては、投票用紙の分類機が1台、そしてプラス1台、合計2台ということで約1時間の開票作業が短縮できましたということもございます。

そういった中で、今後の投票用紙の分類機の購入についてちょっとどういうお考えを持っておられるのかということをお聞きしたいと思います。

この投票用紙の分類機につきましては、たしか1分間に600枚処理をされるというようなことも聞いておるわけなんですけども、その辺の機械導入も含めて開票時間短縮というのがどうなのかなと思えますので、その辺で分類機の増設についてのお考えをお聞きしたいと思います。

概要の39ページの期日前投票の件でございますけども、これは増設ということと期日前というのは市役所でされていると思うんですけども、これは期日前の部分を増設、どこかに市役所以外で設置をされるというふうにご考慮しておるのですけども、その辺で例えば1週間の告示期間であれば、6日間という形になろうかと思うんですけども、その中でこの増設の箇所、それをどこかに固定して1週間やるのか。それとも、例えば、月曜日は安威川以南、火曜日は安威川以北とかいう形で移動されるのか、その辺を1点お聞きしたいと思います。

概要の40ページの指定統計調査事業についてでございます。先ほど、ご答弁の中で内閣府が司令塔としていろいろと調査をされるというようなことも言われておりました。市内の事業所、また企業すべて調査されるということも言われておったわけですが、その中で今まで縦割行政ということも一般では使われておりますけれども、省庁の先ほどの答弁で垣根を越えたというようなこともございました。そういった中で、また何点か質問をさせていただきたいんですけども、具体的に統計調査というのはどのように整備をされていくのかということと、この統計調査の制度改革についての取り組み、市の統計業務にどのような変化、影響があるのかという3点をお聞きしたいと思います。

概要の100ページ、庁舎車庫改修等工事についてということで、はしご付消防ポンプ車の購入ということでございました。

そういった中で、これにつきましては、要望とさせていただきたいんですけども、この工事の期間中には消防活動への支障がないように、その辺でしっかりと工事管理も24時間になるかと思っておりますので、その辺で工事管理も含めてしっかりと管理をしていていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後、概要の102ページの予防活動推進事業についてでございます。これは住宅用の火災警報器ということで、先ほどもございましたけども、平成18年の条例改正ということで、最終的には平成23年の6月1日までにはつけていただかなければならないというような義務づけをされたということでございます。

その中で、849件中、184件ということで21.7%の方が設置をしてい

るというようなことで、これも先ほど若干、ガス警報器との間違いもあるのではないかというお話もございました。そういった中で、今後のアンケート結果の活用につきまして、今後の啓発につきまして、どういうお考えを持っておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

2回目は以上でございます。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 まず基金の件でございますけれども、借換債を除く一般会計、特別会計523億円、それに対して18年度末の基金残高45億円でございますけれども、計算しますと約1か月分の資金しかないというようなことになりましてけれども、その中で基金残高はどれぐらいが好ましいかというようなご質問であったかと思っておりますけれども、なかなか幾らが適正かというのが難しいところなんですけれども、ちなみに府下の状況を見ますと、積立金残高の府下の調査でございますけれども、積立金を標準財政規模で割った値、これが本市の場合32.5%と伺っております。

都市平均が27.2%ということでございますので、それよりは多いということになるかと思っております。1番は田尻町で123.9%、これは関空関連でこれだけの積立金があるということであろうかと思っております。とりあえず順位でいきますと、33市中14番目ということでございます。

それから、積立金残高でございますけれども、これが1人当たりの積立金残高が6万9,860円ということで、これの府下平均が4万9,379円ということになりまして、これも府下よりは多くなっております。順位といたしましては、上から13番目と。町を含めまして上から13番目ということになっております。

家庭にお例えになられましたけれども、住宅を買うといった場合、どういう住宅を買おうかということでその規模とか、金額をお考えになって、目的に向かってお貯めになっていくのかなど。貯金ということでございますと、そういうふうにやっていくのかなど。我々も先々の事業等がございます。どれだけの事業をするかということで、目的に市債等充てますけれども、それに向かって、もしそこで需要があればそれだけの基金を積み立てまして、それに充てていくということになってこようかと思っておりますので、今、府下平均を申し上げましたけれども、今の基金残高が多いか少ないか、なかなかどの金額が適正かということは難しいところでございますけれども、まずそういったところで現在、現行45億円ということでございますけれども、これから事業がたくさん出てくるようでございますけれども、それに向かって基金はできるだけ積み立ててまいりたいと考えております。

それから、予期せぬ出費とかあった場合に、その45億円では足りないのではないかというような話でございましたけれども、財政を運営する上で予期せぬ災害等のために、なかなか基金を積み立てていくというのは財政状況もございまして難しいところはあろうかと思っております。これにつきましては、国の災害復旧事業ということで、もしそういう災害がございましたらそういう事業で起債させていただくというようなことでございますので、そういったものを充ててまいりたいと考えております。

それと、公営企業等金融機構出資金の770万円の根拠ということでございますけれども、166億円のうち全国の政令市を除く市に割り当てられました資金

が64億円ということでございまして、それをそれぞれの市の貸付残高と、それから標準財政規模に応じて算定するということになっておりまして、その金額が貸付残高に伴うものが467万3,000円ほど、それから標準財政規模から算定されるものが332万円ほど、合わせますと770万5,000円になりますけれども、これは端数切り捨ていたしまして、770万円ということになっております。よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 庁舎総合管理の入札金額ということでございますけれども、先般入札を終わりました、総合ですので、消防庁舎とかいろいろな分も総合して入札されたようですけれども、庁舎にかかわりますものが単年度ベースで2,441万8,000円ということになるかと思っております。

参考までに、昨年までは1,817万円ほどでございます。ただ若干業務がふえておりますことも含めて、こういう金額になったということかと思っております。

それで、参考までに先ほど予算計上額は3,711万ほど計上しておりますけれども、入札によりまして2,440万程度になったということでございます。

市有財産、小学校の分の将来的に方向性ということでございますけれども、これは総務防災課がお答えすることではないのかと思っておりますので、私ども普通財産の管理という面ではできるだけ将来どういうふうな使い方に決定されましても、現行の庁舎等をできるだけ有効に使えるように、また不要なものはもちろんつぶさないといけないのでしようけれども、現行の維持とまた防犯上等に留意しながら、普通財産を管理していきたいと考えております。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 それでは、退職手当に関するご質問にご答弁申し上げます。

平成21年度、平成22年度の見込みはというお問い合わせでございます。個別明細、今手元にはないんですが、平成21年度には50名の方が定年をお迎えになると。また、22年度には特別職の方、一般職の方合わせて55名の方について退職手当が必要になるという状況がございます。その状況を見極めたときに、ばくっとした数字で大変申しわけございませんが、平成21年度につきましては、約14億、平成22年度につきましては、約15億という数字を今はじております。ばくっとした数字で申しわけございませんが、約14億並びに15億という数字でよろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 有山参事。

○有山市長公室参事 私の方から、土地の売却の予定があるのか、今後またどうするのかということについて、ご答弁申し上げます。

今、本市で出しております中期財政見通しでは、平成22年度から赤字になるという試算が出されております。また、一方で小学校の跡地でありますとか、市営住宅の建て替えにかかります別府保育所の土地、あるいは総合福祉会館の代替用地として現在使っております、三宅のふれあいルーム、これらのことがあります。過去において、平成11年に政策推進課の方で市内32か所の土地について今後の利用方針、あるいは地価にするとどれぐらいになるのか。あるいは残債が残っているものなのかどうかというようなことを調べた経緯がございます。

同様に、その11年の調査をもって第2次行革の実施計画の中で、平成13年2月に策定をいたしておりますが、5か

所の売却候補地と5か所の有効利用の土地の明示をしてきたところでございます。同様の調査を平成15年にもやっております。現在、平成20年2月に庁内の調査を開始したところでございまして、今後、土地の有効利用、あるいは利用度の低いものについては売却するのかということについて、その庁内の意見の集約を今月する予定をしておりますので、その集約をした後にその結果を出したいと思っております。

それともう1点、経済センサスに伴い、どのように省庁間の業務の整理が行われたかということなんですが、経済センサスの方によりますと、総務省が所管しておりました、従前所管しております事業所、企業統計調査、それとサービス業基本調査、この2調査は廃止となりました。

それから、経済産業省所管の商業統計調査、これにつきましては、21年度の調査は行わない。24年度の調査は実施する。25年度から標本調査を検討するというので、今までの全数調査とは変わった形になります。

同じく、経済産業省の所管しております工業統計調査では、平成20年度から全数調査を行わないということになりまして、すそ切り調査、もしくは標本調査を検討するというので、調査項目の簡素化についても検討をされております。

国の制度改革の内容ですが、今回の経済センサスで、従前、調査員による調査が基本でございましたが、本社一括方式で、郵送、あるいはオンラインによる調査方法の導入がなされています。今後、国においては、このように電子媒体を使った調査になっていくのかと思います。

1つ政府統計共同利用システムというシステムができておまして、稼働は20年4月からなのですが、従前の霞が関

WAN、それから私たちがかわりますL GWANで、その調査内容について見るようなことができるというような形で、従前、国の方は統計については情報の保護の関係から、かなりガードが固かったのですが、今回こういう形で省庁間の垣根を越える中で、できるだけ情報の公開をしていこうというように方向が転換されたのかなというふうに思っています。

市の統計業務に係る影響ですが、このような電算化、電子化されるということで、1つは電子情報によるセキュリティの問題、あるいは調査が今までの調査員中心の現場主義から、どちらかというところの中であるような業務内容がふえてくるのかと思います。いずれにしても、平成16年4月の機構改革のときに、従前法制文書課にありました統計部門を企画部門である政策推進課にくっつけた意図としては、政策推進課の業務を推進する上で、統計の資料、その他の活用が検討されたということがございますので、今後の市の統計業務については、おのおのそれを分析する。今は統計の調査をするところできゅうきゅうとしておりますが、このように機械化された中で、業務時間に割く時間が幾ばくとも浮きましたら、中の分析をする時間に充てて市の施策に反映できるようなそういう取り組みをしてまいりたいと思います。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、住民税の部分から税源移譲に伴いまして、住民税の還付の周知、時期、方法はというご質問についてご答弁申し上げます。

昨年は、所得税から住民税へ税源移譲が行われました。これに伴いまして、平成19年に所得が減少して、所得税が課されなくなった人につきましては、住民税の還付が生じてまいります。この周知

でございますけれども、市広報紙の方へは既に昨年の11月号、また本年2月の15日号への掲載をさせていただいております。また、市のホームページにも掲載させていただいております。今後も時期を見まして、広報紙への掲載、またホームページの活用をしてみたいと思います。

また、この申告の時期でございますけれども、20年の6月当初課税が終わりまして、7月1日から7月の末までに該当者の方につきましては、申告が必要になってまいります。減額申告書というのがございまして、これにつきましては、ご家庭のパソコンの方から取り出せるように検討してまいりたいと考えておるんですけれども、現在、確定申告及び市申告の申告受付の最中でございます。この申告が終了しまして、20年度の当初課税決定後におきまして、対象者を抽出できるかどうか。個人の納税者へ個々に通知できないかどうかという検討もしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは、中小企業が広告掲載しやすい単価をとということで、まずお答え申し上げます。

広告収入につきましては、新年度予算計上しておりまして、一定の収入確保に努めていかなければならないと考えております。そこで広報紙への広告掲載についても、例えば1枠の大きさを変更して単価を下げるなどの方法が考えられます。

ただ、これを実施するに当たりましては、先ほど申し上げましたように、ホームページへのバナー広告の掲載と同時に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、市内地図への広告掲載について申し上げます。

20年度につきましては、これまでの市内地図の全面改訂を予定しております。市内地図においては限られた紙面の範囲で必要な情報の掲載を検討するとともに、2年間配布、保存してまいるものでございますので、一定、その広告掲載につきましては、広告の内容をより慎重に検討してまいらなければならないと考えております。

以上のことを検討して取り組んでまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 布川課長。

○布川納税課長 先ほどのインターネット公売につきまして、お答えさせていただきます。

インターネット公売に出品する滞納処分品をより詳しく理解いただくために、出品物の画像を添付する必要がございます。そのためにデジタルカメラ購入費用4万円を計上させていただいております。

また、初年度でどの程度の物品が差し押さえでき、売却できるか、未定でございますが、売却物品は10万円を6件、5万円を4件、3万円を1件の83万円を想定しております。

○山本善信委員長 豊田参事。

○豊田選挙管理委員会事務局参事 私の方からまず、開票時における分類機の導入について、今後の購入計画についてご説明申し上げます。

先般の知事選でも使わせていただいたわけなんですけども、分類機についてはかなり高性能ということで、私どもも認識させてもらっているところでございます。しかしながら何分にも高額なため、すぐに購入ということにはなかなかいかないということで考えております。

次に、期日前投票所について、複数箇所、どのような形であることを検討しているかということについてご説明申し上げ

げます。

複数箇所につきましては、千里丘地区、別府地区、鳥飼地区と各それぞれの地区におきまして、それぞれ1か所におきまして、それぞれ点々と6日のうち3日を1日ずつそれぞれの地区で行えないかということにつきまして、検討させていただいているところでございます。

○山本善信委員長 水田課長。

○水田予防課長 火災警報器設置の啓発、アンケートの活用についてお答えさせていただきます。

今後の取り組みといたしましては、住宅用火災警報器とその他の警報器との区分を市民の皆様にご理解いただき、また廊下など一部に設置されておられますが、寝室にも必要であることなど、説明に工夫をするとともに、種々の機会に今まで以上の設置への啓発を行っていきたいと考えております。

また、活用につきましては、今回が初めてのアンケートでございますので、全体として設置率が低いのでありますので、アンケートを継続して実施し、その推移を見守っていきたいと考えております。

住宅用火災警報器の設置義務が平成23年6月1日より発生いたしますので、このアンケートを含み、設置への啓発を引き続き実施してまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 暫時休憩します。

(午前11時53分 休憩)

(午後0時58分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

村上委員。

○村上委員 いろいろとご答弁ありがとうございます。この繰入金につきましては、総務部所管、直接市民の方に接するというのは消防とか、市民税課等々あるわけなんですけども、おおむねは民生委員、

教育関係も含めまして、そういう方々のバックアップ、そういうイメージもあろうかと思imasるので、その辺も含めて基金につきましては、この19年度決算とか、そういう形で基金につきましても若干変動は出てこようかと思imasですけども、それも含めてしっかりと積み立て、将来のためにということで、またよろしくお願いたしたいと思imas。

広告掲載料の件なんですけども、これにつきましても、大きさの変更等で単価を検討していくというようなお話もございました。そういった意味で、中小企業の方が掲載しやすいような形での大きさなり特にこの単価設定については検討して行っていただきたいと思imasるので、よろしくお願いたします。

それから、退職の件でございます。ここの平成20年が34名、それから21年が50名、22年が55名ということで、特にこの3か年で139名の方が退職をされていくというようなことでございます。そういった中で、役職はどうであれ、技術力といimasるか、ノウハウ継承というのが退職に関しては問題になるのではないかなと思imas。

私も地域の方々から聞くんですけども、こういう今まであうんの呼吸というんですか、市役所に来てもすぐに会話ができるような今までの付き合いというのは結構あったかということで、そういう方々がこの3年、4年につきましては、退職をされていくということで、その地域との距離感が出てくるんじゃないかということが危惧されますよということで、地域の方々が言っておられたのは聞いたことがあるんですけども、技術力、それまでのノウハウというのは書面とかそういうことではなくて、体で持っておられる方が結構おられると思imasるので、その

辺も含めまして、これは全般的に当たるかと思imasるので、副市長の方から技術力の承継、ノウハウの承継等、自治体としての力が落ちないように、維持向上できるような形の考えについてお聞きしたいと思imasるので、よろしくお願いたします。

印刷製本費の件でございます。これは結構印刷というのは広告を掲載したらどうかというようなお話もさせてはいただいているんですけども、この中で水戸市の方なんですけども、市の窓口業務、また施設の利用案内、そういった情報を集めた市民ハンドブックの発行と配布を民間業者に委託したというようなことも掲載されておりました。そういった中で、今まで2,000万かかっていた経費が削減できると。市の委託料が無料でできるということで、そのまま委託業者は公募した中から大阪府内の業者が選ばれました。広告を載せて発行経費を賄うフリーペーパー方式のアイデアも含めて、この業者の提案が採用されたということで、これにつきましては、A4版のオールカラーで200ページ、そういったものが市の委託料が無料でできると。それから、千葉県柏市の方におきましても、暮らしの便利手帳をつくるということで、これにつきましてもそれらの広告掲載をして行政側の負担がゼロで発行できると。これにつきましても1,500万という経費が削減できたというお話もございましたので、そういったことも含めて民間業者への委託、そういったことも含めて今後市内地図の掲載等も含めて検討していただければと思imasるので、よろしくお願いたします。

インターネット公売につきましては、これはしっかりと適正な処置、流れでしっかりと取り組んでいただきたいと

思いますので、よろしくお願ひいたします。

投票所の件でございますけれども、これにつきましても、市民の方により投票率を上げていただくような形の取り組みを今後していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、指定統計調査事業についてでございますけれども、これもオンラインで調査を電子媒体でできるというようなこともございますので、この辺の個人情報等も含めてしっかりとセキュリティの向上を踏まえて取り扱ひをお願ひしたいと思います。

最後、予防活動推進事業についてでございますけれども、これも平成20年とか21年、22年ごろにつきまして、再度市民の方によりわかりやすく同じような形での周知、また啓発等お願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 1点目の団塊の世代の定年退職に伴う技術力とかノウハウの継承のことでございますけれども、今現在本市では、定年を迎えた職員に対しては希望等を聞きまして、再任用等を行って、年度としては2年、3年ということで行ってきておるわけでございます。

特に、管理職につきましては、他市では高槻市等におきましては、そのまま管理職のポストの形で再任用されるとか、そういうような団塊の世代の取り組みもされております。

また、吹田市もその方向で検討をされているということでございまして、本市におきましても、団塊の世代の退職において今後、市役所の業務が円滑に継続的に行われるような方法等も検討していかなくやならないというふうに考えており

ます。

ただ、その再任用等しても、その方もいつかはやめるのでございますので、そのときにはまたそのようなことが起こらないように、在職中に十分その辺のところを引き継いでいただくというようなことも心がけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山本善信委員長 ほかにございせんか。

野口委員。

○野口委員 私の方から何点かお尋ねをさせていただきます。

ご承知のとおり、森山市政1期目、最後の本格予算であります。そういう点から、こういった問題も当然お尋ねしますけれども、4年間の市政がどういうふう運営されてきたのかということと、この間、国を含めて地方制度の再編問題、地方財政問題にかかわって、いろんな形で大きな手直しが始まってきていますし、今後さらに地方分権の一環として、そういう流れが広がってきますので、そういう外的な要因も含めてどういう財政運営をしていくかという問題も含めて論議をしていきたいと思ひます。

個別問題で最初に個人市民税問題です。予算書で23ページでありますけれども、先ほども個人市民税関係を論議されました。この問題では、三位一体の改革だとか、平成16年度からさまざまな税制改正が行われて、僕らは改悪と言っていますけれども、それによってお年寄りだとか市民の方々がどんどん負担がふえると。一方、市の財政はそれによって潤うという逆現象があるわけですが、均等割の税率引き上げだとか、老年者控除の廃止だとか、公的年金見直しだとか、さまざまな制度改悪が行われました。これが65歳以上の125万非課税措置が段階

的に激変緩和が行われていまして、平成19年度終わりました。平年ベースで影響が出てきますけども、そういうもろもろの制度改悪の中で結果として、全体的には平成20年度が平年ベースであらわれてきますので、その関係でお尋ねしますけども、この制度改悪によって市の財政はどのくらい影響があったのかということと、この影響を受けた方の人数、これをまず示していただきたいと思います。

2つ目は、法人市民税の問題であります。ご承知のとおり、大手企業中心にして、景気がよくなっているということで、いまや金余り現象と。資本金10億円以上の大手企業についてもバブル期以上の大変なもうけを記録している中で、その辺の影響も摂津市内の大手企業にも影響があり、そういうところから新年度も前年対比で3億5,800万円の増の予算を組んでいます。

一定過去を見ますと、法人市民税が平成16年度から10億円台から20億円台にふえました。今回、3億5,800万ふえますので、20億円台から30億円台に法人市民税が上がるわけですね。そういう点も含めて、先ほど若干説明はありましたけども、1号、2号法人の状況だとか、摂津市内の4,000を超える中小企業等を含めて、摂津の企業などの一般的な景気はいいと言われてはいますが、中身はどう見ているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

3つ目は、先ほども概要の33ページに関連して、過誤納還付金1億8,500万の問題で質疑がなされました。整理してみてもお答えいただきたいと思うんですけども、税制改正によって同じ所得であれば所得税と住民税の税負担は変わらないということで、ただ一方では住民税がフラット化で10%に変わりました。

その影響の関係で2通りの措置がなされますが、先ほど一部は答弁ありましたけども、住宅ローンの控除のものについて、所得税は年度で税金課税されますけども、住民税は前年度の所得によって課税されます。その関係で、住宅ローン控除が所得が平成19年度減って、控除されなかった分については、平成19年の住民税からそれを補完しますよという制度があります。

これが今月の3月17日までが申告締めであります。もう1つは、所得がたくさん減りまして、住民税と所得税の合計で大変な差が生じた分についてはふえた住民税からお返ししますよという、この2つの制度がありますけども、それぞれその辺の周知徹底だとか、影響人数だとか、影響額についてお示しをいただきたいと思います。

4つ目は、この間の三位一体改革と地方交付税、臨時財政対策債の関係であります。先ほど説明でも、特に地方交付税などは平成19年度の特別交付税半分ということで、平成16年度から始まった三位一体改革によって、臨時財政対策債だとか、地方交付税がどんどん削減をされています。一部、税源移譲がありましたけども、摂津市財政にとっても大変な影響があるわけであります。

平成20年度は、臨時財政対策債が7億1,270万組まれました。合計で8億5,770万になるわけですね。臨時財政対策債が施行された平成13年度が地方交付税の場合は、その場合は普通交付税も特別交付税もありました。臨時財政対策債含めると、9億5,000万ぐらいあったんです。この間の8年間で最高の金額は平成15年度の23億7,500万がありました。だんだん減りまして、今半分になった。ということで、

今後の国の地方財政計画の関係もありますけれども、どう見ているのかというところをお考えを示していただきたいと思います。

5点目は、市債の借換債の問題です。数年前から、この借換債なるものがたくさんふえてきました。10年前、7年前の市債を組んだ分について、10年間、7年間過ぎて、再借り換えするという事態がたくさん発生しているわけでありまして、新年度の市債の借換債の中身について、少し補足説明をお願いしたい。

6点目はオープンシステムの開始に関連して、概要の25ページに基幹業務オープンシステム事業2億4,243万が計上されています。前回はいろいろ論議をしてきましたけれども、この2億4,243万円の中身がそれぞれどういうふうになるのかということも若干わかりやすく説明いただきたいのと代表質問でも論議された市民サービスをよくしていくという点でのコンビニ収納だとか、ATM収納などについて、委員会審査ですけど、より細かい問題を含めてどういうふうに作業を進めていくのかと。その費用についてどう考えているのかなど、お答えをいただきたいと思います。

7点目は、平成19年度4月から実施された小規模工事等契約希望者登録制度の問題であります。

資料いただいていますように、4月1日からことしの1月末までの工事件数30万円以下でありますけれども、308件のうち登録した業者に発注したのが141件、受注したのが134件と。その差はその内容などによって、これまでお願いしたところをお願いするとか、シルバー人材センターとかいろいろあるかもわかりませんが、この辺の1年間の取り

組み状況を踏まえてどういうふうに見直しされていくのか、1回お聞かせいただきたいと思います。

8点目の女性政策の問題です。これまでいろいろ意見を申し上げてきましたが、平成19年度にご承知のとおり、第2期の女性プランが策定をされました。いろいろ代表質問に対するご答弁でも突っ込んだ中身の話が指摘されましたけれども、第2期女性プラン5か年計画の最初の年度として、具体的に職員の意識改革を含めて、重点的な取り組み内容について少しお話をしていただきたいと思います。

9点目、消防関係です。概要で100ページから関係予算が計上されていますが、1つは今回、12月議会で債務負担が組まれて、今回、契約締結ということで、はしご車を購入することとなりました。いろいろ消防関係車両については、それを修理する、受注できる企業も限られておりますので、そういう中で艀装といえますか、いろんな手を加えていくということになりますので、なかなか技術的な判断基準が大変だと思いますけれども、この間論議されたように、市としてもきちんと中身の技術的な問題について判断できるための勉強もしていただきたいという趣旨の質問でありますけれども、まず新年度、はしご車に加えて第2分団の消防ポンプ車の購入が予算計上されていますけれども、今後の購入、更新計画についてまず教えていただきたいのと、そういう技術的な勉強といえますか、そういう問題についてどうお考えなのか。出していただきたいと思います。

2つ目は、前回の決算の委員会でも問題にしました、今回も予防費の中で予算組みはされていると思いますけれども、防火安全協会との関係のお仕事、これをどう検討されてきたのかということであり

ます。

以前もちょっと申し上げましたけども、極力さまざまな公的な仕事の任務分担として、ご協力いただいたという関係にもありますから、そこには行かないけれども、あり方という点ではきちっとした区別をしていくという対応が今必要であります。そういう点で、事務局の体制問題とか、ポスターとかその他いろいろお考えだと思いますので、ちょっとこの間検討されて、これからなされようとしている問題についてちょっと担当なり、消防長の方からご答弁をいただければと思います。

10点目は、要望にしますが、災害対策の問題です。これまでそれぞれの議員も、東南海・南海地震が今世紀前半に来るということも含めて、昨日も新たな指標が発表されておりますけども、地震大国、この日本でどういう対策を講じていくのかということで、さまざまな論議がされてきました。結果としては、コミュニティをきちんとつくっていくということと、公共施設、民間住宅の耐震化というのが最大の問題になろうかと思っておりますけども。いろいろ市民の方々の台所事情、受けとめ方もありますが、平成19年度の1年間の耐震診断助成制度利用者が14件だと、大変少ないんですね。

いろいろ聞いてみますと、13年前の阪神淡路大震災でどうもなかったということで、別に今する必要がないと。今のところ大規模改造の予定はないとか、この間、専門家を通じて発表されているそうした地震予想の理解度も余り深まっていないと思っておりますけども、それだけ少ない利用者しかない。これに加えて、摂津市として、耐震改修費についても、新年度出発をします。ぜひいろいろご苦勞あるかと思うんですけども、いかに市民

の方々にこの制度の中身を知っていただいて、こういう状況ですよということで、周知徹底を本当に工夫していただいて、早急に耐震改修まで行けるように、何とか頑張っていたきたいということでもあります。これはお願いしておきます。

11点目は、総合計画の策定に関してです。概要の22ページに、1,100万円の予算が計上されています。本会議でも、それぞれ論議がされました。平成8年3月に策定された現行の総合計画が15年間でありましたけども、その到達状況を踏まえて、今日的な課題も含めて10年間の総合計画を策定していくということで、3年間の期間で進めようとしてされています。

最初、始めようとする年度ですから、基本的な論議をさせていただきたいと思うんですけども、担当として初年度にどういうものが課題であって、どういうところを重点で進めようとしているのかと。計画そのものが今の総計もそうですけども、いわゆる市民から見ても、自分たちの総計だと、職員全体から見ても自分たちの総計だという気持ちが余りないと思うんです。職員もそうですし、市民もそうですし、僕ら議員もそうですし、それぞれが3つの参加の体制を保障しながら進めていくとか、人口問題だとか、現行の総計の評価について、全職員で認識を一致するための情報をいかにまずつくるのかとか、いろんな出発年度にふさわしいやり方が僕はあると思っています。

そういう点で、どういうふうにお考えなのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

12番目は、財政問題であります。代表質問のご答弁では、昨年決算の上で立って、平成25年度までの中期財政見通しどおりにほぼ近い形で平成19年度

も動いていますと。その土台で新年度予算も組まれて出発しようとしております。

論議する前にまずお聞かせいただきたいのは、市政方針演説でいろんなペンディング問題について、一定の判断をしていきたいと市長は言われました。いろいろ論議がされていますように、中期財政見通しの中には南千里丘にかかわる費用だとか、市営住宅の費用は含まれています。

しかし、その他はまだはっきりしてないし、概算でも計上できない到達状況だということで組まれていません。しかしその年度の中で、関係費用は一応発生するわけでありませう。

そういう点で、総務常任委員会でありますから、平成20年度中に一定の判断をしていきたいということをおっしゃっていますから、さまざまな制約はあるかもわかりませんが、どのくらいかかるのかと。そのための財源措置はどうするのかということころは、論議はされているかと思えますし、一定そういう点でたくさん費用が要るそういう開発問題について、どうお考え、作業をしているのか、まずお示しいたきたい。

それと平成20年度当初時点での年度末の市債残高、一般と公共下水道と水道会計で結構ですから、残高とできれば1人当たりの額。

もう1つ、実質公債費比率の問題です。昨年の決算の審査では平成18年度の単年度の実質公債費比率は21.5%という数字が示されました。3か年平均ですから、25.7%であり、この間、代表質問の答弁では今年度決算を見た場合、3か年平均で来年度の決算審査の時点では、18%割るといふうなご答弁があったかと思うんですけども。その辺の実質公債費比率の見込みについて、以上、3点まず財政問題ではご答弁いただきたい

と。

最後に職員の雇用環境問題です。いろいろ担当にも資料いただきながら、個人的にもこの間勉強させていただきました。

一般会計の職員数では、予算書の233ページに644名という数字があります。この間、新アクションプランでは、教育長含めて、一般職の数の計算で平成22年4月1日に680数名になるということで、今作業が進められておりますけれども、きょう改めて民間で言う雇用破壊、貧困と格差の大元にある雇用環境の貧しさの問題が、いわゆる地方自治体の公務労働の現場に押し寄せていると、この問題については先週6チャンネル、ムーブで尼崎で働いている契約社員のご夫人の方の問題で報道されました。

また、一昨日のNHKの午後7時のニュースでトップで過去最高に非正規職員が3割を超えたということで報道もなされてきました。この間、民間企業でのワーキングプアの実態については、いろいろNHKも含めて報道がされて社会的な焦点が当てられています、本来そういう雇用環境をきちんと十分に進めていく防波堤としてきた公務労働の職場で、大変な非正規職員がふえているということが今大きな問題になっている中で、じゃあ、本市はどうなのかということについて、一定きょうは論議をしたいと思っております。

まず、ことしの4月1日一番最新の数字で、正規職員、一般職、非正規でも非常勤職員と臨時職員があらうかと思っておりますけれども、それぞれどういうふうになるのかと。いただいている資料で10年分ありますから、10年前に比べてどういうふうになっているのかということころの数字をまず教えていただきたい。

もう1つは、非正規職員の中で、いろ

んな名称がありますけども、非常勤職員と臨時職員の違いについて少しわかりやすく説明いただきたいと。以上2点です。

1回目、以上です。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、市民税課に関係します3点のご質問についてご答弁を申し上げます。

まず1点目のご質問でございます。予算書の23ページの歳入で、個人市民税、当初予算44億7,000万円を計上させていただいております。その中で、委員が申されますように、16年度から18年度まではいろいろな税制改正があったわけでございます。

それで44億7,000万のうちでどれだけという資料はございませんので、単年度ごとに試算した見込みの数字でご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、16年度改正でございますが、主な改正項目は4つございます。まず、1つ目は均等割の税率引き上げでございます。これにつきましては、約1,600万円の増、これは16年度住民税から影響したものでございます。

2つ目でございますが、妻の均等割の非課税措置の廃止で、750万円の増。これにつきましては、17年度から影響いたしました。

3つ目でございますが、老年者控除の廃止で3,300万円の増、これは18年度から影響いたしました。

4つ目でございますが、公的年金控除の見直しで、1,400万円の増、これも18年度から影響したものでございます。

次に、17年度改正でございますが、主な改正項目は2つございます。1つ目は、定率減税の縮減でございます。これにつきましては、約1億9,000万円

の増、これは18年度の住民税から影響いたしました。

2つ目でございますが、65歳以上の者に係る非課税措置の廃止で1,600万円の増、これも18年度から影響いたしました。

次に、18年度改正でございます。主な項目は2つございます。1つ目は定率減税の廃止でございます。これにつきましては、1億9,000万円の増、これは19年度住民税から影響いたしました。

2つ目は、税源移譲でございます。これは住民税10%フラット化の部分で、約7億5,000万円の増、これも19年度から影響いたしました。

これら16年度から18年度の改正に伴います影響額を合わせますと、約12億円程度の増があったこととなります。

次に、どれだけの方が非課税から課税に変わったかにつきましては、税制改正の中で老年者控除48万円の廃止、また65歳以上のものに係る非課税措置の廃止が大きく影響したものでございますが、納税義務者で見ますと、決算の数字でございます。平成17年度は3万8,446人、18年度は4万2,233人で、18年度の納税義務者の4.5%に当たります約1,800人ぐらいの方が非課税から課税になったこととなります。

2点目のご質問でございます。法人市民税につきまして、市内企業の景気の状態はどう見ているのかというご質問でございますが、法人市民税につきましては、18年度決算で主要企業の好決算を受けて、大幅な増収となったわけでございます。

19年度も順調に推移しておりまして、平成20年度の当初予算額の見積もりに当たりましては、主要企業の四季報の利益予想や中間決算の状況、過去のデータ

と比較いたしまして、利益を推測した結果、平成19年度に引き続き、堅調に推移するものと見ております。

次に、市内の企業の経営状況でございますが、19年度につきましても1号、2号法人の大手主要企業が好調に推移しております。また19年度は、1号、2号法人以外の一部の企業におきましても、収益が上向いている企業もございます。法人税割の調定額は好調に推移しております。近年の米国のサブプライムローンの問題や原油高、また株価の下落などの景気の先行きは不透明ではございますけれども、本市の法人市民税につきましても、主要企業を中心に好調に推移している状況でございます。

今後も景気の動向に注目していかねばならないと考えております。

次、3点目のご質問でございます。税源移譲に伴います住宅ローン控除、また所得減少の方についての還付金の件でございますが、この2つの制度についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、住民税の住宅ローン控除についてでございますが、昨年の税源移譲に伴いまして、ほとんどの納税者は所得税が減少し、個人の住民税が増加することになりました。その結果、税源移譲前の税額で算出した所得税であれば控除できた住宅ローン控除が税源移譲後の所得税からは控除し切れなくなる納税者が発生してまいります。その額を個人住民税から控除する仕組みとしまして個人住民税住宅ローン控除が創設されたところでございます。この制度の適用を受けていただくには、毎年3月15日までに1月1日現在の住所地の市町村に申告することで適用されることになっております。ことしはたまたま3月15日が土曜日でございますので、17日まで申告は受付を行っ

ておるところでございます。

次に、これも税源移譲に伴うものでございます。平成19年に所得が減って、所得税が課されなくなった人についてでございます。平成19年度の住民税はかかっているが、退職などによりまして収入が大きく減少しまして、平成19年分の所得税額が発生しない人につきましては、19年度住民税の増額に対しまして、所得税の減額の調整ができずに、税の負担がふえることとなります。これは所得税から住民税の税源移譲に伴いまして、所得税は19年分から、住民税は19年度から税率の変動に伴い発生するものでございます。

この方々につきましては、19年1月1日の住所地の市町村長に対しまして、平成20年7月1日から31日までの間に市府民税減額申告書を提出していただく必要がございます。

それぞれの影響でございますが、住宅ローン控除の方につきましては、約3,000人ぐらいの対象者がおられます。その中で2,000人ぐらいが住民税の方で控除しなければならない方がおられるのではないかと見ております。影響額につきましては、約1億4,000万円程度と考えております。

それから、所得減少の方につきましては、約3,000人ぐらいの方が対象になるのではないかと考えておりまして、影響額につきましては、市民税、府民税合わせまして1億2,000万程度ではないかと思っております。

周知の部分につきましては、先ほどの村上委員の部分と重複する部分もあるかと思っておりますけれども、広報紙とかホームページを活用いたしまして、また個々の対象者にも通知できないものか検討してまいりたいと考えているところでござい

ます。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 それでは私の方から、財政に関する質問につきまして、地方交付税、臨時財政対策債、小規模修繕工事、それと中期財政見通しのうちの市債残高と実質公債費比率の見込みにつきましてご答弁申し上げます。

まず、地方交付税でございますけど、地方交付税のうち、普通交付税につきましては、平成16年度より不交付となっております。この原因といたしましては、三位一体改革、所得税から住民税の税源移譲、それから平成18年度からの企業誘致条例分等の市税収入の増があったことによりまして、財政力指数が大幅に上昇しております。今後もこういったことから不交付であろうと考えております。

それから、地方交付税のうちの特別交付税でございますけれども、これは平成20年度予算で1億4,500万円計上いたしております。

特別交付税につきましては、先ほど申しました市税等の増収がございました関係で、特別交付税に関する省令がございまして、この省令が当分の間、前年度分の地方交付税に係る基準財政収入額が当該年度分の地方交付税に係る臨時財政対策債振りかえ前の基準財政需要額を超えず、かつ当該年度の臨時財政対策債振りかえ前の基準財政収入額が同年度分の地方交付税に係る基準財政需要額を超える市町村にあっては、前年度分の特別交付税については当該年度の特別交付税につきましては、前年度分の0.75を乗じて得た額。翌年度につきましては、0.5を乗じた額、翌々年度につきましては、0.25を乗じて得た額ということで省令が出ておりまして、市税がふえまして、臨時財政対策債を基準財政需要額、振り

かえする前の需要額と収入額を比べましても、財政力1を超えるという団体につきましては、このような措置となっております。

そういった関係で、19年度につきましても18年度の2億9,000万円の交付額に対しまして、0.75を乗じまして、2億1,750万円となる見込みでございます。それから、20年度につきましては、そういったことで1億4,500万円を計上いたしております。

それから、臨時財政対策債でございますけれども、これは平成20年度予算では、7億1,270万円計上しております。

臨時財政対策債は、委員ご指摘のとおり、平成13年度から3年限りの措置として導入されました。これは国の地方交付税特別会計の財源不足を国と地方が折半して補てんする、そういったことから地方の負担分については、地方財政法第5条の特例として、臨時財政対策債の起債を認められております。これは16年度と19年度にそれぞれ3年間措置が延長されておまして、現行制度では21年度までとなっております。

20年度の予算計上につきましては、地方財政計画が出ておまして、都道府県を除く地方の財政計画による起債発行額が平成19年度が1兆3,150億円、それから平成20年度が1兆2,316億円ということで、6.3%の減となります。これを19年度の交付額7億6,068万円に0.937を乗じまして、7億1,270万円と算定いたしております。

臨時財政対策債につきましては、21年度までということでございます。これが延長されるか否かは不明でございますし、それから臨時財政対策債の趣旨から

申しまして、延長されましても本市の起債が許可されるかどうか。こういったところも不明かと存じます。

それから、市債残高でございますけれども、一般会計、下水道、水道を含めました平成20年度見込みの市債残高は773億4,200万円ほどになっております。これを、人口としては平成18年度、19年3月末の人口推計、住基人口で除しますと、1人当たり92万7,468円になろうかと思えます。

18年度末の市債残高は843億8,500万円ということで、1人当たりいたしますと、100万1,200円ほどということで、10万弱減少となっております。

それから、実質公債費比率でございますけれども、17年度決算で実質公債費比率25%以上となりました。その関係で、大阪府の方に公債費適正化計画というものを提出いたしまして、起債発行の許可をしていただいております。

この公債費適正化計画では、実質公債費比率を18%未満を目標にするということで、計画を立てておりまして、その公債費適正化計画の中では健全化法が適用される20年度には起債協議制となる基準である18%を下回るということで、試算いたしております。

計画については、毎年度見直していくということになっております。この公債費適正化計画につきましては、ほぼデータの中期財政見通しと同じものから作成いたしておりますので、そういった点から申しますと中期財政見通しとこの適正化計画から出てまいります実質公債費比率はほぼ連動しているものでございます。

そういったところからまいりますと、20年度以降もしばらくは18%以下と

いうことを達成できるのではないかと考えております。

それから、小規模修繕工事でございますけれども、委員ご指摘のとおり対象工事は、平成19年4月1日から20年1月末までの統計でございますけれども、対象工事は308件、小規模事業者への発注は141件、小規模事業者の方が受注された件数は134件ということになっておりまして、この対象工事と発注した件数の差が167件ほどございます。

この167件の理由でございますけれども、一番多い理由が緊急を要するためということでございまして、これが134件、それから高齢者施策によるシルバー人材センターへの発注ということで18件等になっております。

この30万円未満の小規模な工事につきましては、工事の内容としては、学校のガラスの破損の修繕でございますとか、トイレの水漏れ等、緊急を要する工事が多々ございます。そこで、1社見積もりとなり、実績やすぐに連絡がとれる業者の方に依頼するということが多々ございます。その中でも、新たに登録された小規模事業者の方でも実績をおつくりになって、緊急時の対応ということで、受注している事業者の方もいらっしゃいます。

いずれにいたしましても、導入初年度ということでございますので、市、事業者双方に周知徹底できておらなかった懸念もございます。20年度の予算配当説明会で、制度周知の徹底を図るということ。それから聞き取りしておりますと、連絡がとれないということもございましたので、業者登録の携帯電話番号を登録するなどして、緊急のときに連絡をとりやすいようなことをやってまいりたいと考えております。

それから、借換債の中身ということで

ございますけれども、9年度許可を受けたものが臨時地域基盤整備事業債ということで、スポーツ広場整備、これが起債金額が35億1,000万円、これに対する今回の借換金額が20億240万円。それから地域総合整備事業債ということで、温水プールの整備ということで、起債金額は1,600万円、今回借り換えいたします金額が880万円。

同じく地域総合整備事業債で、道路の新設改良に伴うもの、これが起債金額が1億3,840万円、それで今回借り換えいたします金額が7,610万円。

それから同じく地域総合整備事業債でございますけれども、鳥飼八町公園の整備ということで、これが起債額が2,450万円、それで借り換えいたします金額が1,340万円。

同じく地域総合整備事業債で、ふれあいづつみの整備ということで、これは起債額5,220万円、これの借り換えが2,870万円。

それから、12年許可の分で、臨時経済対策事業債、これは三島まちかど広場の整備ということで、起債額が3億9,000万円、この借換額が1億9,480万円。

これらは起債許可償還年限は20年となっております。

それから、都市高速鉄道出資債というのがございます。これはモノレールの出資金ということで、起債額が3,150万円、借換額が1,734万円。これの起債許可償還年限は30年となっております。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 情報政策課の3点のご質問についてお答えを申し上げます。

基幹業務オープンシステム事業の総額2億4,243万円のその中身はという

ことと、市民サービスの向上でコンビニ収納、あるいはATMでの収納についてはどのような作業をお考えでありますかというご質問と、それに対してどれぐらいの費用を見込んでおられますかというご質問でございますが、平成20年度基幹業務オープンシステム事業として、2億4,243万円の予算を計上しております。これは平成19年度につきましては、行政情報化推進事業という名称でございます。この分につきましては、1億8,831万3,000円ということで、見かけの上では5,411万7,000円増加しておりますが、実際につきましては、14課34システムの業務を再構築をさせていただいたこと、ホストコンピューター関係で1億3,000万円毎年かかるものをやめたこと。それと各課のシステム改造経費の合計が年間1億4,000万円かかっておりましたが、システムを統合化することでシステム利用料方式になったため、約1億円ほどのシステム利用料及び機器の保守料で対応できることから、逆に単年度で6,000万円の経費削減を図っておるものでございます。

2億4,243万円の中身についてでございますが、平成18年度の9月議会でご承認いただきました基幹業務オープンシステムへ移行する初期の経費が5億2,237万1,000円を計上させていただいて、それが債務負担行為として6年間で支出するというものでございますが、これが基幹業務オープンシステムの当初経費として借上料1億746万7,000円。それからランニングコストとして機器の保守料、あるいはシステムの利用料といたしまして、9,670万5,000円、それから毎年計上しております全庁の消耗品でありますとか、市民サー

ビスコーナーの通信運搬費でありますとか、住基ネット、その他もろもろの保守料及び借上料等が2,346万4,000円がございます。それから今回、1人1台体制も10年間パソコンを使用しておりますもので、新しく市内のネットワークシステムをやりかえないといけないということで、新たに新規分としまして1,479万4,000円。その4点を合計いたしまして、2億4,243万円ということになっております。

それから、2点目の市民サービスの向上で、コンビニ収納、それからATMの収納については、どのような作業をお考えですかというご質問でございますが、代表質問でご答弁申し上げますとおり、オープンシステムの利点といたしましては、収納業務やインターネット対応につきまして、低コストで弾力的なシステム運用が図れる、そういうシステム基盤であるということがわかっております。

したがいまして、例えば税につきましては、コンビニ収納、あるいは現在考えております市民の皆様が9時から5時以外の郵便局や銀行のATMをご利用になって納付をされる。あるいは現在パソコンからインターネットバンキングというのがだんだんとネットショッピングなどで標準化されつつありますが、24時間パソコンからインターネットバンキングによりお金を納めていただくと。それはマルチペイメント収納と申し上げまして、英語ではペイ・イージー、簡単に払えるという英語ですが、ペイジー(Pay-easy)というものを対象に考えております。

なお、クレジット決済につきましては、手数料が1%ということがあり、その金額をどちらが負担するか、また半分半分にしたときに、システム上非常に問題が

ございますので、現在のところ考えておりません。

またコンビニ収納につきましては、前回の決算の委員会でご答弁申し上げますが、取り扱いのコンビニ収納の代行業者に1件につき約60円から525円の手数料をお支払いします。

またマルチペイメントにつきましても、これは日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が運営しておりますが、データを一括管理していただく業者、あるいは銀行などに同じく1件につき60円から525円の手数料が見込まれております。

なお、コンビニ収納につきましては、10日プラス3営業日、約2週間後に収納のデータが確定いたします。マルチペイメントにつきましては、3営業日ということですので、早い段階での収納結果がわかる状況にございます。

導入に係る経費でございますが、これをホストコンピューターでやりましたら、NTTデータの試算に基づいておりますが、約3,000万円ほどかかるということでもございましたが、今回これをオープンシステムでやりますと、収納情報の管理システムの初期投資費用が500万円、毎年150万円程度のランニングコストがかかるということがわかっております。

なお、最近のように電子マネーが通常化するようなおサイフケータイでありますとか、あるいはパソコンからインターネットバンキングでネットショッピングされるようなことがございますので、市の会計処理においてもマルチペイメント対応ができるような時代が来るものと考えております。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 それでは、人事課に関

係いたしますご質問にご答弁申し上げます。

正規職員、臨時職員、非常勤職員の関係でございます。まず、正規職員、非常勤職員、臨時職員の時点の職員数をというお問い合わせでございました。10年前というお問い合わせでございましたので、平成10年4月1日におきましては、正規職員が870名、非常勤職員が131名、臨時職員が57名、計1,058名でございました。

昨年、19年4月1日時点でまいりますと、正規職員が738名、非常勤職員226名、臨時職員91名の計1,055名でございます。

直近でまいりますと、20年2月1日現在、正規職員が740名、非常勤職員が235名、臨時職員が106名の計1,081名、正規職員におきましてはこの20年4月1日現在で、732名という見込み数を持っております。

続きまして、非常勤職員、臨時職員の違いについてというお問い合わせでございますが、本市、一般職の給与に関する条例の27条に臨時的に任用された職員及び非常勤職員の給与等については、市長が別に定めるという条文がございます。その条文を受けまして、臨時職員につきましては、摂津市の臨時的任用に関する規則、非常勤職員につきましては、非常勤職員の任用等に関する規則ということを設けております。

臨時職員並びに非常勤職員の大きな違いと申しますのは、まず勤務時間が当たるのではないかと思います。非常勤職員というのは、お名前のとおり、常勤でないということでございますので、1週間の勤務時間につきましては、一般職員、正規職員の4分の3を超えない範囲というふうに設けております。

続きまして、非常勤職員の契約に関するところでございますが、その規則の中に任用期間は1年とし、それ以後においても引き続き任用する場合は、新たに雇用契約を締結しなければならないというふうに記載をされております。

臨時的職員に関しましては、1週間の時間につきましては、ほぼ正規職員に近い形で契約をいたしております。ただ、任用期間につきましては、非常勤職員と違いがございます。臨時職員の任用期間につきましては、6か月を超えない範囲で、また6か月を超える場合については更新は1度限りというような条文をうたっております。

その辺の関係で大きな違いと申しますと、1週間に摂津市の方でお仕事をしていただく時間、また雇用条件、就労条件の中で任用に当たる期間が大きく違うのではないかと考えております。

○山本善信委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、私の方から女性プランの推進に当たりまして、市職員の意識改革に向け、計画初年度の具体的な取り組みについてご答弁申し上げます。

まず、平成19年度職場環境の改善を目的に市職員に対しまして実施いたしましたセクシャルハラスメントに関するアンケート調査の結果をもとに、人事課とも協議の上、市の研修体系に位置づけまして、管理職及び課長代理級以下、一般職員に向けましてのセクシャルハラスメントに関する研修を実施しております。

また、女性政策推進研究会として、各部から1名推薦によります研究員11名と公募によります委員4名、計15名を研究員という形で任命をし、初年度男女共同参画の理念等の基礎研修を3回実施してございまして、初回につきましては、

本部委員並びに幹事、研究員合同の研修会として実施をしております。

なお、この研究員につきましては、平成20年度も引き続きメディアリテラシーの観点から男女共同参画の視点に立った市の広報物のガイドライン作成に取り組んでいただく予定をしております。

今後とも、定期的な研修機会の提供を初め、女性政策レターによります情報配信等を通じまして、職員の意識改革に向け取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 山口参事。

○山口政策推進課参事 それでは、私の方から総合計画についてご答弁申し上げます。

担当として特に初年度の課題ということで、どういうところを重点に進めていくのかというご質問であったかと存じますが、最近はいろいろな社会環境、社会情勢の変化でありますとか、市民ニーズの多様化の中で、その総合計画のつくり方、その策定の過程についても相当変わってきてございます。総計につきましては、もちろん市の方向性を決めます最重要計画ではございますけれども、現在の認識としましては、総計が市民の中、市全体で周知されているかといいますと、そうとは言い切れない部分があるかと考えております。

このような中で、まず初年度に一番先に手をつけなければならないということは、皆でつくり上げる総計ですので、まず議論をするためのその仕組み、いわゆる土俵づくりをしなければならないと考えております。

この土俵につきましては、4つの支えが必要でございます。まず、一番初めに重要なことがこれは本会議での市長答弁でもございましたが、市民参画をどのよ

うにやっていくのか。現在、総合計画審議会規則というものがございまして、ここで学識経験者であるとか、市議会議員の皆さんでありますとか、30人をもって組織すると、このように規定されております。やはり市民が参画をしない総計というものに市民が興味を持つか、行政に興味を持つかといえ、そういうことはまず考えられないであろうということで、土俵のまず1つの支えとしては、市民参画の仕組みづくり、これについて早期に考えをまとめていきたいというのがまず1点目でございます。

2点目としまして、これはちょっと実務的なところにも入るわけでございますが、人口フレームの調査研究でございます。これはさきの本会議でもご質問にございましたけれども、単に10年後、20年後には現在の8万5,009人、これは平成17年の国勢調査の人口でございますが、これが例えば7万5,000になるとか、単なる推計だけにとどまることなく、多面的な切り口、これをもって人口フレームの調査研究をしてまいりたいと、これを2つ目の支えとしてまいりたいと考えております。

次に3点目でございますが、先ほど総合計画なかなか周知されていないという認識でございますとご答弁したわけでもありますけれども、これは庁内においてもある意味、そういうところがなきにしもあらずというところはございます。したがって、庁内で研修を実施してまいりたい。その庁内研修につきましては、いわゆる担当者研修、ワーキングチームの研修としまして、自分の部内の戦略、それから政策形成能力、それから自分の仕事は一体何なのという業務棚卸、いわゆる仕分けでございます。これを中心にやりたい。あわせて特別職の皆さんには、

経営者研修を実施していき、市内でもみんなで作る総計なんだという、こういう意識を醸成してまいりたいとこのように考えております。

4点目でございますが、これも本会議でも答弁させていただきましたが、やはり総計というものは絵にかいたもちであってはならないと考えております。したがって、どうしても財政との関連が必要になってくると考えております。ただ、非常に細かい点での整合というのはなかなか難しい点もありましょうが、大枠での中期財政計画との整合性について、どのように整合を図っていくのかということについて、財政当局とも協議をして、研究してまいりたいとこのように考えておるところでございます。

今、申しました4つ、これが新年度の土俵づくりのための大きな4つの柱となるものと考えており、その中でも特に市民参画、これについて重要視をしておるところでございます。

○山本善信委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 それでは、消防本部と防火安全協会とのかかわりのあり方についてのご質問にご答弁いたします。

さきの決算の委員会でも、委員から問題を提起していただきましたことにつきましてご答弁いたします。

まず、1つ目ですけれども、摂津市防火安全協会など協力団体の事務について、市が経費を負担することに整合性があるのか、また当該団体がすべて経費を負担し、事務を執行することが必要ではないかとお尋ねでございました。

摂津市防火安全協会につきましては、昭和41年に創立されて以来、一貫し、事業所と地域の安心安全、防火思想の高揚、啓発のために、さまざまな活動を通じてご尽力いただいております。

現在、当協会の事務につきましては、摂津市消防本部の組織に関する規則にのっとり、総務課が所管し、事務執行しております。ただ、協会の会計につきましては、平成15年度から当協会が所管しております。

事業所、地域への防火防災の啓発と活動を消防本部と共同して実施していただいております。当面、必要な最小限な所管事務を行うのは必要なことであると思っております。

しかしながら、問題を提起されまして、少し調査いたしましたところ大阪府下32の同様な協会のうち、協会が経費をすべて負担し、事務執行をしているのは5協会あります。北摂では豊中市がその1つになります。これらのことを勘案いたしまして、協会事務のすべてを切り離すことについては今後の検討課題といたしたいと思っております。

それともう1点のお尋ねがございました、ポスターの配布のあり方についてでございます。ポスターにつきましては、公費で購入しているポスターについて消防本部と防火安全協会の名前が並列で記されているのを、この理由は何かということ、もう1つは全市の事業所に配布するべきではないのかというお尋ねでございました。これにつきましては、防火啓発ポスターにつきましては、年間2,000枚を、消防本部と防火安全協会とが費用を折半して購入しております。ほかには、大阪府消防協会、大阪府下消防長会、全国消防協会などから防火や危険物の啓発ポスターをいただいております。防火啓発ポスター購入について、ご協力いただいております。当消防本部と並列し、当防火安全協会の名を入れております。現在、防火安全協会の会員様には優先的に配布させていただき、残りにつきましては

では市の庁舎、外部庁舎、教育委員会及び来署され、ご希望された方々にお渡ししております。委員ご指摘になりましたポスターの配布方法につきまして、前述しました方法と今後は市の掲示板に掲示するとともに、次年度からホームページが刷新するに当たり、ホームページ上で希望者にお渡しできるよう案内文を掲載するように考えております。

○山本善信委員長 稲田消防長。

○稲田消防長 引き続き私の方からご答弁をさせていただきたいと思っております。

当摂津市防火安全協会につきましては、企業と地域住民とのかかわりの中で市民の安全も視野に入れ、市民福祉の向上にも寄与しようとするもので、火災など災害予防の推進と消防行政施策への支援を4本柱に自主防災団体と連携をし、無災害都市摂津の実現を目指す団体であります。

毎年、実施されております主な事業といたしましては、防火講演会、甲種防火管理者取得講習会、神崎川での消防訓練、千里丘駅、正雀駅、摂津駅、南摂津駅での早朝からの街頭防火宣伝及び防火フェアの開催等がありまして、これらを通じまして地域に根差した活動に取り組まれているところであります。

災害を防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりは行政だけでなし得るものではございませんで、自助、共助、公助の精神に基づきながら、企業の地域住民などさまざまな主体との協力によりまして、推し進めていくことが重要であります。

ただいま野口委員のご質問の趣旨等も踏まえながら当該団体のみならず、婦人防火クラブ連絡会、消防協力会と同じ目的を持って消防施策の推進にご協力をいただく諸団体に対しまして、必要なお手伝いや支援を行うことに少なくとも市民

の誤解を招くことのないように、消防としてやるべきこと、また自主性にお任せすべきことなど、きっちりと整理を行いながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○山本善信委員長 本山課長。

○本山警備第2課長 はしご付消防ポンプ自動車更新に当たり、その判断と技術的な勉強また今後の更新計画についてということのご質問でありますけれども、はしご付消防ポンプ自動車導入に伴いまして、19年8月に選定委員会を設置いたしまして、シャーシ含め、各車の性能、機能、装備等を比較検討して操作性とか機能性、安全性等検討し、本市の状況に一番合った最適な車両を導入するというところで検討し、機種を選定しました。

技術的な勉強についてですが、導入に当たりましては、担当係の職員が他市の状況、また業者から新しい技術等を勉強いたしまして、仕様書の作成を行っております。次期更新車両に仕様書を反映させており、今後も複数の業者から技術的な指導を受け、さらに勉強を行っていきたくて考えております。

しかし、特に消防ポンプ車等は特殊車両でもあるため、消防として難しいところもあるものですが、細かな技術的なところは国家検定品となっておりますので本市にとって有効なものであるかなど勉強してまいり、今後も技術の勉強に努めてまいりたいと考えております。

車両の更新計画ですけれども、現在、消防車両更新計画は平成29年まで策定しておりますので、平成20年ののはしご付消防ポンプ自動車から平成24年までの5年間でNOx・PM法規制対象車両が5台ございます。平成20年度にははしご付消防ポンプ自動車、平成21年度は水槽付消防ポンプ自動車、平成23年度は

同じく水槽付消防ポンプ自動車、それと消防ポンプ自動車、平成24年度には化学消防ポンプ自動車であります。

そのほかに、NOx・PM法規制対象外の車両といたしまして、救急車3台を含む11台が29年度までに残っております。これらの車両につきましても、老朽化、使用年数、走行距離等を考慮いたしまして、更新計画を策定していきます。

また非常備消防団車両につきましては、21年、摂津市第4分団、22年、摂津市第3分団の消防ポンプ自動車を更新となっております。

以上が更新計画です。

○山本善信委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、地方財政を取り巻く今後の国の動向、それから今後予定されています事業費について私の方からご答弁申し上げます。

もちろん我々、地方財政を取り巻く環境につきましては、国が計画します地方財政制度によって大きく影響されます。三位一体改革は一応の決着を見ておりますが、補助金削減にしても補助率の変更だけであり、根本的な補助金制度改革にはなっていない。未完の改革というふうに言われております。

このようなことから、地方分権改革の第2弾が既に始まっております。地方分権改革推進委員会が平成19年4月に発足しました。これは3年間の期限で、平成22年3月までの期間というふうになっております。

昨年11月には中間的な取りまとめの発表がされております。この中で税財政の検討事項といたしまして、5つ述べられております。国と地方の財政関係、2点目は地域間財政力格差の是正、社会資本整備に対する財政負担、それから国庫補助負担金の改革、それから財務規律

についてそれぞれ上げられておまして、平成22年には新分権一括法案を国会に提出というふう聞いております。

それから、昨年11月に総務大臣より経済財政諮問会議において提案がなされました。地方と都市の共生プログラムでございます。これは地方税の偏在是正措置として、偏在度の小さい地方消費税と偏在度の大きい地方法人2税を交換するというものでございまして、税源交換を基本に検討を進める。具体的には消費税のうち、地方分の割合をふやし、それと同じ規模の地方法人2税を国の法人税に移すことを提言されました。

それを受けまして、平成20年の税制改正におきましては、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が誕生することになりました。今現在、国会の方に上程されておりますが、これは都道府県民税である法人事業税の2.6兆円は、消費税1%に相当する金額でございます。2.6兆円相当の標準税率を引き下げて、この引き下げ分相当に対応して、国税として地方法人特別税が創設されることとなります。これを都道府県が法人事業税とあわせて賦課徴収し、国に払い込み、それから法人特別譲与税を受けることとなります。新聞紙上で東京都の方が地方に400億円、それから愛知県では200億円、それらが税源移譲されることとなります。

それから、あと基礎年金の部分の国庫負担割合が3分の1から2分の1に引き上げられ、これは既に法律で決まっております。ただし、この財源につきましては、税制の抜本的な改革によって安定的な税源を確保するということが法律で決められておりますが、どの税になるのか、まだいまだ不明でございます。ご存じのように、昨年の衆参ねじれ国会の中で、

その税制改正については何かふたをされた先送り感がありますが、今後そのような税制改革によって本市の受ける影響はどうか、未定でございます。その情報がまた仕入れられましたら、それぞれ提供していきたいと思っています。

それから、今後予定されている事業についてでございますが、その事業費の財源をどうするのか、ご質問でございます。

平成20年度当初予算には、吹田操車場跡地用地買収の予算要求がございました。今回の当初予算には計上しておらず、これを先送りして6月補正を予定しております。といいますのは、どこまで買収をするのか。あるいは買収単価はどれぐらいなのか。まだ十分煮詰まっておられません。不安定な金額を計上することはかえって混乱を来すということから、より確実な予算計上をするためには6月補正しかないというふうに判断しております。

いずれにいたしましても、毎年中期財政見直しをお示ししておりますので、その時点で実施が確実視されたものにつきましては、それを取り込みまして、中期財政見直しの中で財源状況がどうか。それを含めてお示ししていきたいと思っています。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 そうしたら2回目のご質問をさせていただきます。

1点目の個人市民税関係については、年度ごとに影響額を紹介されましたけども、平成15年度何もないときに比べて、平成19年度が高齢者の125万の非課税措置の激変緩和も全部廃止されましたので、全部この間の税制改悪が1年分として入りますので、平年ベースでこの間の税制改悪の影響が何ぼになるのかという質問はお答えになれますか。もし答えられれば答えてほしいという気がします。

法人市民税の状況から市内大企業、市内企業のそういう景気との関係でご答弁いただきましたけれども、いただいた資料を見ますと、2号法人が平成18年に比べれば平成19年度は3社ふえているわけです。法人税の調定額を見ても、1号、2号法人で平成18年度が49.9%、全体の法人税に対してです。今回が19年度、53.1%ということで、3%程度ふえているわけです。それだけ大手企業は大変にもうけているということも摂津市的にもあらわれているのではないかなという気がしておりますけども。その他、税の担当の方で市内企業の倒産だとか、名義の書きかえとか、破産だとかいろんな数字がありますけども、そういうことを含めて、もう少し大手企業以外の資本金10億円以下の方、2号法人が資本金10億円を超えて50億円以下で従業員が50人を超えるというところでありますから、それ以下の3号法人以下の分について、どういうふうに見ているのか、ちょっと参考に教えていただきたいと思います。

住宅ローン控除と住民税、所得税の見直しの影響分ですけども、あわせて2億6,000万の影響があると。これはきちっと影響がある方が自己申告制でありますけども、おっしゃっている周知徹底をきちっとしていただいて、ただ住宅ローン控除については、住民税で返すということでありますけども、ことしは3月17日、余り期限はないわけですけども。それにちゃんと行くように何とか手を打つてできないものかという気はしています。

もう1つの点も1億2,000万ということで、約3,000人の方が影響でているという数字であります。7月の1か月間でありますので、時期があります。おっしゃっていたいろんな手だてがあり

ますけれども、それ以外にきちっと予定されているすべての方にこのことが周知徹底できるように、さらに工夫をお願いしておきたいと思います。

国の財政との絡みで、三位一体と地方交付税の関係でありますけれども、摂津市は不交付団体で基準財政需要額よりも収入額が多いということで、平成20年度は前年対比50%と、来年度平成21年度は4分の1ということで言われていますけれども、本来ご承知のとおり、地方交付税で国が国税5税を地方自治体に財源不足として補てんすべきものが国の地方交付税会計が単に赤字というところで、本来ならば地方交付税払いますけれども、払えないと。それでも半分だけ国と地方と折半してくれませんかということで、原資は自治体の借金になります。こういう制度が平成13年から出てきまして、説明があったとおりに平成21年で一応締めるという国の動きもありますけれども、先ほど申し上げた摂津市の影響では、この間の最高が地方交付税の特別交付税、普通交付税と臨時対策債を含めると、平成15年が23億円を超えているわけです。このときの臨時財政対策債が17億を超えているわけです。本来ならば、いろんな計算はあるかもわかりませんが、当然、地方交付税として自治体が借金しないで交付税として自治体に交付するというのが本来筋であります。

これが借金もさせて、額も減らしてくるという点では、いろいろさらに厳しい局面もありますけれども、きちっと地方自治体としてぜひ自治体の財源確保という点からも物を言うていただきたいと思います。もしご意見が副市長からあれば、一言お願いしておきたいと思います。

市債の借換債の問題です。改めてこれを質問したというのは、この間の財政問

題についてきちっと総括もこの際していただきたいという趣旨もありました。

平成9年の多分12月議会だと思うんですけれども、35億1,000万、鳥飼のスポーツ広場、急遽、市が買収するという方針で、その金額が計上されて、私ども退場しました。3点そのときに申し上げました。その場での退場討論はないんですけれども、あとからわかったことで一応会議録は残っておりますけれども。土地の買収だとか、その後旧梅丹跡地、当時3億9,000万で、平成12年度に買収したと。本来18%、5分の1買収すれば、道路拡幅も含めてそれで済んだのに、全部買収するということで3億9,000万の起債を起こし、現在1億9,000万残っているという話であります。

当時、スポーツ広場では、資料としてこれを利子含めて40億円になりますということで、何年間で返済しますかということを行いました。そうしたら10年間で毎年2億円払っていきますという資料を当時いただいていたんです。しかし現実問題は、10年間約50%前後を基準にしながら、10年後に借り換えするというので、借金が残っておるという財政手法を使っていますけれども、そういう点では答弁要りませんけれども、過去のこうした土地の買収問題に対する市の対応についてはきちっと総括もしていただきたいということを申し上げておきます。

オープンシステムの問題については、一応わかりましたが、1つ確認ですが、住民要求との関係で、コンビニ収納だとか、ATM収納で実際にかかる費用だとか、システムの関係で数字も出されましたけれども、そうしますと4月から出発をしますから、1年間14課34システムがきちっと稼働できるように、その中で検討していきたいというスタンスであり

ますけども、この1年間ぜひ検討していただいて、来年度1年後はそうしたコンビニ収納等々ができるようにする方向で検討されるのか、もしされるなら答弁要りませんけども、決意も含めてお願いしておきたいと思います。

小規模修繕工事の方はいろいろご苦労されています。ちゃんと問題点もおっしゃっていますので、まず連絡がとれるようにしていただくと。この1年間の結果についてもお知らせをして、今後この制度の趣旨がさらに徹底拡大できるようにしていただきたいと。あわせて金額だけ、308件の工事件数の金額と受注した134件の金額それぞれ金額だけ教えていただけませんか。

女性政策の方は結構です。いろいろ意識改革の点で動き出しておりますし、庁内的にその動きをさらに深めていただいて、僕らも男性として女性にいつもお世話になっているという関係でありますけども、ぜひ男性の多い職場でありますけども、この問題について男女平等、女性政策がさらに発展できるようにご期待を申し上げておきます。

消防関係については、要望にしておきますが、いろいろご苦労があるかと思えます。それで仕事をできる企業が少ないということはわかっているわけで、おっしゃっているようにいろんな形で勉強をされていくということでありまして、その成果を先々にはぜひわかる形で紹介できるように努力をお願いしておきたいと思えます。

そうしましたら、総合計画の問題です。参事の方から土俵づくりということで4点のお話がありました。確かにおっしゃっているとおりだと思います。この間、議員団として鎌倉市が一昨年、先日、徳島市に行ってきました。それで今、評価は

別にしまして、岐阜県多治見市の多治見方式が注目を集めています。それはご承知のとおりだと思います。

ちょっと紹介しますと、95年の市長選挙で市会議員の現職市長が当選されたということで、よりコンパクトに、財政もきちんと見通しもして、恣意的に計画が変更できないように10年間の期間でありますけども、前半5年間は実施計画ということで決めて、そこに財政とかもきちんと入れて、そういう計画全体を変更する場合は市民参加のシステムの中で、まずもんで、庁内での市長や担当課と財政課と関係課が入ってヒアリングをして、新たにないものについて恣意的にそれが導入されないような取り組みをしています。

鎌倉市の方は評価はいろいろとあるかと思うんですけども、100人委員会をつくられて、結果としては市民144名、市職員17名、大学の先生含めて専門員6名で167人で市民参加のきちっと審議するところをつくって1年間で検討されました。この144人、100人委員会をつくらうということで、動き出しましたけども、そのとき広報なりお知らせの手段を使っても十数名しか集まらなかったということで、駅前職員が夕方ビラまきに行ったり、いろいろな団体での宣伝もしたり、商店街の前でビラまくとか、そういう努力もしながらこういう人数が集まって1年間検討されて、今の総計をつくったと。

多治見市はこの3月議会に新しい総合計画を提案されて、8年間のスタンスです。多治見市は市長の任期4年間ごとに検証できるように、4年間で評価することができるような中身で構成されています。

多治見市の特徴は、先ほど申し上げた

ように物事を決める政策決定をするときに財政課と企画、政策推進課、これに関係課がすべて入って決定を下していくという、こういうやり方を行っています。そういう点もぜひ中身はご承知だと思いますので、参考にしていただいて取り組みを進めていただきたいと思います。

それで、人口についてもいろいろ参事おっしゃったように、そういう切り口で僕はいいと思うんです。人口問題研究所の推計、平成15年12月につくったやつでは、2015年には大体1万人減りますと。大体減る方向です。確かに徳島市も10年後に現状の26万何がしかが25万何がしかになると。鎌倉市も1万人ほど現状より少なく見えていますし、すべて多くの自治体の総計の推計人口は減らしています。

結論は簡単ですけども、どういう経過で人口フローも設定するかというのは大事なことでありますから、今言われたような形で、多面的な切り口で作業を進めていただきたいと思います。一番大事なのはおっしゃったように、現状の総合計画の到達状況について、きちんと評価すると。それと今日的な課題を織り交ぜて、それをまとめてください。それを市内なり市民の中で検討できる題材として、検討できる資料としてまず提供するという、この作業もぜひやっていただきたいと思います。

ちなみにご承知のとおり、現行の総合計画人口で言いますと、平成2年8万7,453人を2000年、平成12年が9万4,000人へと、平成22年2010年を10万人ということで、出発をして進めてきています。当時平成8年3月末の人口が8万6,135人でありました。

この2月1日の外国人の方も入れて、1月末の人口が8万4,593名であり

ます。実際、1,542人、今の総計をつくったときから見れば減っているというのが現実の問題であります。年少人口だとか、生産人口だとか、高齢者人口、いろんな切り口があるかと思えますけども、ぜひ多面的な論議をしていただいて、そういう土俵づくり、基礎的なファクトをどこに入れるのかという問題についても、その中で10年後ですから、自治体の基本条例である自治基本条例を必ずつくっていただきたいと思いますところもぜひ検討していただきたいと思いますということで、もしご答弁あればお願いしておきたいと思えます。

財政問題であります。いろいろご答弁いただきました。中期財政見通しの中に、たくさん費用がかかる大型開発について、なかなか入り込みにくい部分がまだまだあると思ってますけども、部長おっしゃったように、行政全体が吹操跡地問題では、区画整理区域の用地も市が4万円から5万円の間で買って、それで土地所有者として参入するというのも選択肢の1つとして考えているということが明らかになったわけでありまして、私どもは山田川のあそこの芦森工業の横の公園を売却するにしても、そうした不動産屋的な発想はやめるべきだということは申し上げておきますし、60%が減歩と言っています。4万円でも買って、買った金額は土地的には半分以上少ない土地しかもらえないということははっきりしているわけでありまして、そういう点も含めて、ぜひそういう発想をやめていただきたいと思いますことを申し上げておきます。

4年間見てみますと、この前ちょっと申し上げたように、財政運営の基本は市民の暮らしを守ることが第一であります。そのためにいかに財政を活用するか。

そして経常収支比率が95.2%ということで若干改善したという認識はお互いにありますけども、95.2%でもともと大変高いわけで、これは国の公共事業拡大政策で借金をどんどんつくらせたということも一番あるわけでありまして、今でも財政指数は高いわけです。借金も高いということでありまして、本来の財政的な水準まで戻すためにどうするかと。1番の市民の暮らしを守るのは財政の活用、それと財政の再建と、目安はそこに置くということ。この2つの立場からぜひ財政運営、中期財政見直しも具体化をしていただきたいと思います。このことだけ申し上げておきます。

最後に職員の雇用環境問題です。今の国会の方でも自民党以外はこの通常国会中にもととなる労働者派遣法の改正を行おうというふうに今動きがあると聞いています。

この間の派遣法の改悪によって、製造業まで拡大されましたので、それ以降民間企業で、企業そのものはどんどんもうかっていますけども、法律としていろんな働き方ができるようになりました。こうした民間分野での動きに呼応して、国の方は公務の部分に民間企業が参入できる下地をつくって、今、幾つかの自治体では市場化テスト法の実施ということで市民サービスのところまで民間のある企業に仕事をさせるという事態も起きています。

テレビで放映されたムーブの尼崎の契約社員の女性の方の話では、市役所に入っている契約会社の社員として仕事をしていますと。月給少ないからシングルマザーとして生活もできないから、賃上げをお願いしたと。派遣企業はそれを尼崎に言ったら、入札できなくなって尼崎でその方は仕事できなくなったという中身であり

ました。

この前の摂津市にもいろいろアンケート調査もあったかと思うんですけども、今全国的な自治体職場での非正規の割合は、国平均は11.4%なんですね。大阪府下では22.2%、国の基準の倍なんですね。いろいろ地公法の22条の5項だとか、第3条などを理由にして今のやり方の正当化、理由づけを多くのところされておりまして、本来ならばこういう労働者派遣法の改悪がなければ、これはなかった話です。今、心配しているのはこれから新アクションプランでさらに686人まで2年後していくという目標であります。

先ほど数字言われましたけども、10年間で見ますと、正職、非正規の割合を見ますと、お話にありましたように10年前、平成10年、88年正規職員、非正規含めると1,058人なんです。この20年2月、これが740の正職で、非常勤235人、臨時職員106人で1,080人と。10年間で働いているメンバー見たら23人しかふえていませんけども、非常勤は131名から235名で1.79倍、臨時職員は57名から106名ということで1.86倍、正職は85.06ですから、15%減っていると。これが今マスコミを含めて民間のワーキングプアではなくて、官製ワーキングプアということで大きな問題になっているわけです。

下手すれば、将来的に今一般職は退職者6割補充で現業不補充と言っていますけども、40%、50%まで行くとすれば、本当に異常な事態になります。だから、民間よりもさらに公務の現場でそういうワーキングプアと呼ばれる方々をさらにふやすことに手を貸していくということになります。

NHKの報道では、33.5%に市場最大になったということで、77%が年収200万以下という報道をされていました。計算しますと、今までは200万以下1,000万人を超えましたと言っていましたけど、1,300万人です。ぜひいろんな健康問題だとか、きちっと仕事の中で生活できる、食える給料で働く環境をつくるということが大事だと思っています。だからこそ国会でも民主党から共産党、社民党も含めて全部通常国会で提出しようということになっているわけです。

それから、貧困と格差の一番根本問題、働く環境をきちっとしていくと。食える給料体系にしていくと。この4月からパート労働法が施行されます。ご承知のとおり、正職員並みに仕事をされていたら条件的には正職員並みに給料上げなさいということを含めていろいろ提案されています。実効性はいろいろ問題がありますが、その結果、ユニクロではこの間、NHKの報道では2,000人を正社員に転換された。ロフトという会社、これが2,600人、従業員全体80%を占める数字だそうですが、2,600人余りのパートを対象に、時給を10%引き上げて、正社員並みにするということがあります。

こういう民間で逆に今日の実態ではだめだということで是正の方向に動いています。しかし一方では逆の方向が官製で起きていますので、ぜひこういう状況についてどうお考えなのかを含めて、今後の手直しについてどうなのかお答えをいただきたいと思います。

○山本善信委員長 暫時休憩します。

(午後2時54分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

野口委員。

○野口委員 抜けていましたので、1点だけ質問をお願いします。

非正規職員の問題であります。本市の具体的な非正規の中での非常勤職員と臨時職員の待遇の違いというところで、特に夏冬のボーナス問題で数字を教えてください。1つは児童相談嘱託員、非常勤職員であります。事務嘱託員も非常勤であります。こういう方々が夏冬合計でボーナスどうなのか。一方、臨時職員になっている有資格者の保育士の方の夏冬のボーナス何ぼになるか。この点だけよろしくをお願いします。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、市民税課に関係します2回目のご質問についてご答弁申し上げます。

まず1点目の個人市民税の部分でございます。16年度から税制改正で老年者控除の廃止などで影響があったわけなんですけど、改正前と比べて19年度はどうかというご質問だったかと思うんですけども、1回目のご答弁のときに見込みの段階の数字でご説明申し上げましたが、実際の調定額の部分で調べた数字がございますので、ご説明申し上げます。

まず、税制改正前であります15年度決算調定額につきましては、35億1,000万円でございます。また税源移譲を含めた19年度決算調定見込み額は46億円でございます。その差は10億9,000万円でございます。税源移譲7億5,000万と見ておりましたので、その分を引きますと、3億4,000万円が税源移譲を除いた増額分と考えます。

2点目でございます。法人市民税のご質問で大企業、1号、2号法人の部分で3社ふえているが、3号法人以下の企業はどうかというご質問でございます。3

号法人以下の法人につきましても18年から19年度につきましても、大体企業数で見ますと微増となっている中で、ただ7号法人の部分でございますけども、これは資本金が1,000万から1億円以下、市内の従業者の方が50人以下の企業でございますが、この7号法人のみが18年から19年にかけて、14件減となっております。また、14年度当時は658件ございましたが、18年度では607件、51件減りました。さらにまた19年度14件減りまして、1回目のご答弁で1号、2号法人以外の企業でも一部好調な企業があると申しておりましたものの、やっぱり景気上向きと言われる中で、まだ厳しい中小企業があるのではないかなと考えております。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 小規模修繕工事の対象金額と受注金額というご質問でございました。対象308件の金額が約2,280万円、それから受注いたしました134件の金額が1,050万円でございます。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 導入される時期はいつごろですかというご質問でございますが、なかなかちょっと答えにくい部分がございます。現在、各課におきまして4月1日の本番稼働に向けまして、皆様にご協力をいただいているところでありまして、情報政策課におきましてもこの3月から毎晩10時まで残って、各課のシステムが正しく動くような形になるよう、各職員、あるいは各課のご協力をいただいで、今現在やっているところでございます。時期だけ申し上げますと1月1日からは市民課、それから1月1日からは市民税課のシステムが本番稼働を一部しております。

それから、3月は固定資産税の打ち出し、4月は介護保険の仮算定、5月につきましては市民税の打ち出し、6月は国民健康保険の打ち出し、また5月末については出納閉鎖の納税の収納集計、7月は介護保険の本算定、8月につきましては福祉医療の打ち出し、9月は1か月あきますが、10月以降につきましては21年度の固定資産の3年に1回の評価がえの制度改正と3年に1回の評価がえがございますので、情報政策課の都合で非常に申しわけないんですけども、20年度中は本番稼働を最優先するというところで、ちょっとコンビニ収納というものを考えるのは難しいと考えております。

ただ、平成21年度以降におきましては、納税課や関係課がコンビニ収納だけでいいのか。あるいは将来を見据えたマルチペイメントも導入するのかなというように検討していただいで、選んでいただいで、それが決定しました折には、システム導入に向けて稼働を行ってまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 臨時職員、非常勤職員の夏冬のボーナスの件に対するお問い合わせでございます。臨時職員、非常勤職員の場合、特別加給金というふうに名称をつけております。基準日については、職員同様6月1日、12月1日に在籍をしていることとでございます。

比較ということもございますので、その基準日に双方とも6か月以上勤務をしているということ、比較をさせていただきます。

まず、臨時職員の保育士でございますが、6月に4万円、12月には10万円でございます。

児童相談嘱託員というお問い合わせでございます。この児童相談嘱託員というのは、

家庭児童相談室の方に配置をしております。一応臨床心理士の資格があるという資格のもとで、上限月給で18万円を想定しております。

非常勤職員の場合、加給金の計算でございしますが、本人の持っておられる月の契約額割る20掛ける、夏については45日、冬については48日ということで計算をいたしております。そうしますと、児童相談嘱託員におきましては、6月が40万5,000円、12月が43万2,000円ということになります。

同じく、事務嘱託員でございしますが、夏6月が27万6,300円、12月が29万4,720円ということになります。

非常勤嘱託員におきまして、保育士並びに幼稚園資格で1つ単価を設けております。臨時職員の保育士と比べた場合、その額と比較いただくのも1つかなと思います。

保育資格で非常勤に入っていただいている職で、地域子育て支援嘱託員というのがございます。この方はもし6月であれば31万500円、12月には33万1,200円という具合になっております。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 それでは、公務労働における非正規職員のことにつきましてご答弁申し上げます。

なるほどおっしゃっているとおり、この10年間で本市の場合、臨時職員、非常勤職員がふえたということは事実でございまして、ご質問の中にもありましたように700名体制に向けてさらにふえるのではないかとのご心配等もございまして、これが本市だけの状況かといいますと、臨職、非常勤の実態の府

下の状況を見ますと、この調査表でいきますと、本市の場合は、非正規職員の割合が31.3%でございまして、吹田市が31.7%、茨木市が36.9%、高槻市が27.3%、豊中市が36.8%、池田市が42.2%というような割合になっておりまして、必ずしも財政が厳しく人員の削減を行っている、取り組んでいる市が非常勤職員がふえたというような実態でもないということございまして、これにはもう1つの理由があるのではないかと考えておりまして、実はご承知かもわかりませんが、地方自治法が昭和22年、地方公務員法が昭和25年に制定されました。我々、市役所に働く労働者はすべからく、この地方公務員法に定められて、決められておるわけでございます。

そうすると、昭和25年にできた法律でございしますが、そのときの当時の役所の業務というのは非常に限定された業務であって、常勤職員が多く働く、それで足りるというような業務ではなかったかというふうに思っております。

その後、市民ニーズは多種多様化してきたということによりまして、このサービス対象が非常に少なく、数多くサービスしなくてはならない。それをすべて正職で補うということが果たして現実的であるかどうか。極めて短時間の労働もありますし、季節的なこともありますし、補助的なものもありますので、そうしますと、この市民の要望を実施しようとするとき、すべてこの正職員、人事院勧告制度で我々と同じ給料、手当、退職金、その他労働条件で雇用するということになりますと、市民の要望にはコストの面でこたえていけないということになるかと思っております。ただ、ご質問でおっしゃっているように、余りにも極端な差

を設けるということも非常に我々としても考えなきゃならない。臨職、非常勤の方々も行政の一端を担っていただいておりますから、これまで賃金、あるいは休暇、福利厚生など、労働条件の改善を図ってきましたし、今後もその改善に努めていきたいというふうに思っておりますし、また非常勤職員の一部においては、できるだけ長期的雇用を図るということも行っておりますし、最近では3年雇用でございますが、行政パートナーという制度も設けて、3年間ではございますが、雇用の安定を図ってきたいということもありますし、また任期付採用職員という制度も取り入れております。

いずれにしても現行法令の中での改善ということで、これらは我々から言いますと法整備がきちっとされていない。国の地方公務員法が大幅に改正されたという経過もございませんので、このような法の整備が必要ではないかと考えております。

最近では、近隣のある市で臨時職員の労働条件を改善したことに対しまして、地域の市民の方が訴訟をされまして、これは地裁で敗訴しております、市側が。その6,000万でしたか、市長はそのお金を払えということで判決を1審でございますが、6,000万円の支払いを命じた判決が出ております。

そういうことがありますので、やはりこの法令の中で幾ら正職に近づけるといっても、限度がございまして、それをなくそうとすれば法の抜本的な改正が必要であるのではないかとというふうに考えております。

○山本善信委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、先ほど臨時財政対策債の矛盾点についてご指摘がご

ございましたので、私の方から答弁させていただきます。

ご存じのように平成20年度までは基本的に財源不足額を交付税特別会計借入金により措置し、その償還をそれぞれ国と地方が折半して負担する処置が講じられてきました。平成13年度の地方財政対策において、これを見直し、国と地方の責任分担のさらなる明確化、国と地方を通ずる財政の一層の透明化を図るため、財源不足のうち建設事業債の増発等を除いた残余については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる臨時財政対策債により補てん措置が講じられることになりました。この措置は先ほど答弁で申しましたように、平成21年までの間、実施される予定となっております。

また、この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

国が行う地方財政対策はマクロの対策でございます。地方交付税の交付団体、不交付団体の区分なしに地方全体としての対策であり、本市のように不交付団体では臨時財政対策債の元利償還金が交付税算入されても、本市にとりましては実益は全くございません。平成20年度の地方財政対策に向けた最大の課題は、財政力格差、地方間の税収偏在の是正というふうに言われております。先ほどご答弁申しましたように、地方法人特別譲与税の創設がなされますが、これは地方間での格差是正策の一環であります。国、地方との垂直的格差是正ではなく、地方間同士の水平的格差是正ということになります。

本会議でご答弁申し上げましたように、市町村民税の法人住民税につきましても

同様な措置がされる懸念がございます。本市にとりましては、法人、府下、市民1人当たりの税収額トップであります地方交付税不交付団体であります本市にとりましては、水平間格差是正は不利に働くものと思われまゝ。地方交付税の交付団体が多い他市と同歩調をとることは困難と思いますが、機会あるごとに本市の主張はしていきたいと考えております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 最後にしますが、雇用関係の問題です。いろいろ公室長の方から昭和25年に地公法が制定されたところからいろいろお話があったわけですけれども、そういうご答弁しかできないかもわかりませんが、実態問題は前と比べたら大変な状態になっていると。そのことに貧困と格差のもともとの問題ということで民間に加えて官製ワーキングプアということで問題になっているということは確かなわけです。いろいろな市民のニーズが変わってきたとか、裁判の実例も話をされましたけれども、実際、学校時代に免許を取って就職して、市で働いて、その中でご飯が食べられないわけですから。そういう方々がどんどんふえる。最低、4月施行のパート労働法の施行に見れば、救済範囲はごっつい少ないですけれども、常用型の雇用については少なくとも正社員並みに近づける努力をなささいというのが、核心点であります。

この間、我が党も国会の場で委員長を含めてこの問題を中心に論議をしておりますけれども、福田総理そのものも日雇い派遣は好ましくないとか、非正規雇用が増加、固定化することは注意が必要と、中長期的に見た場合、そういう雇用は好ましくないという、こういう答弁もされておりますし、先ほどご紹介しましたよ

うに、各政党も自民党以外は改正の動きであります。

全体として人間が日本の中で暮らすとした場合、経済の面でも、いろんな暮らしの分野でも働く分野でも人間らしいルールを持った社会をつくっていくところからもとらえている問題の1つであろうかと思っておりますので、ぜひそういう点を酌んでいただいて、取り組み、改善をお願いしておきたい。

その関係でご答弁があった、有資格の保育士の臨職の方とその他の非常勤の方との夏冬ボーナスの差でありますけれども、これもいろいろ担当には意見申し上げてきましたけれども、例えば免許持っている保育士の方が非常勤であれば4分の3条項ありますから、5日の保育日数の中で4日しかクラスの子どもに会えない。あと1日は別の保育士になりますということから、半年ごとの更新、1年までの期間しかない臨職で雇われると。1年間過ぎたら2か月間休んで再雇用をお願いすると。ボーナスについては先ほどお話があったように、免許を持って正職と同じ仕事をしているけれども、臨職で雇われたために夏4万円、冬は10万円しかボーナスがない。これは大変な差なんです。これは皆さんご承知だと思いますから。そういう極端な例かもわかりませんが、飯は食えないです。そういう方々が今ふえているということから、ぜひ今回、保育所現場では7名の方が正職で採用されますけれども、より改善をしていただくようお願いして質問を終えたいと思います。

○山本善信委員長 ほかに。

三好委員。

○三好委員 それでは質問させていただきたいと思います。

今上程されております議案第10号並

びに議案第1号、双方で質問していきたいと思います。それぞれ課別で質問をさせていただきます。その中で、補正予算並びに当初予算、それぞれ混じって質問させていただくことをお許しいただきたいと思います。

まず、固定資産税課につきまして、補正予算での12ページの固定資産税1億円増額されております。これにつきましては、土地、家屋、償却資産が入っておりますけれども、どこの部分なのか教えていただきたいと思っております。

それから、この際、話を聞いておきたいんですが、当初予算で23ページで8億7,300万、昨年より1億5,100万ふえております。これはもう朝からの話の中で聞いているんですが、気になるところが、南千里丘の中でダイヘンが解体工事に入っております、このダイヘンが現存しておったときの固定資産税額とそれがジェイ・エス・ビーに変わったときの固定資産税額がどのように変化されてくるのかという部分と、平成20年度はその辺の固定資産税の変化はどうなってくるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

市民税課につきましての補正予算で、たばこ税が、これも朝の説明では当初導入したときよりも1億4,000万ふえましたという確定金額を提示されたんですが、この1億4,000万ふえたのがなぜふえたのか、具体的にお知らせいただきたいと思っております。

その中で、結局、企業誘致条例の中で、従来までのたばこ税と合計をいたしますと、平成19年度では20億4,900万円になったわけですが、企業誘致条例以外のもともとのたばこ税だけの収入だけだったらどういう額になっているのか。今の現在の数値を教えていた

だきたいと思っております。

固定資産税課並びに市民税課、納税課にかかわる関連の中で、朝の滞納繰越分の話がありましたが、現在、平成18年度決算状況をとらまえてみますと、不納欠損額が、市民税で平成18年度で約3,800万、固定資産税で6,100万、それぞれしております。こういった経過も合わせまして、昨年の本会議の一般質問で議論をなされている経過を踏まえて、2月25日の部長会におきまして、債権管理対策協議会というのが立ち上がったように伺っております。この要綱につきましては、この2月25日から施行するということになりました。本委員会の所管部分であります滞納処分、強制徴収可能な債権につきましては、地方税が絡んでくると思いますが、この部分で従来までの滞納処分のあり方とこのねらいの部分でどういう動きに平成20年はなってくるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、情報政策課で、これは代表質問でも質問もさせていただきまして、オープンシステムになると相当効果が上がってくるということも伺ってまいりましたし、先ほど同僚委員からなる質問も参考にしながら、こういった基幹業務のオープンシステム事業になると、セキュリティというのが非常に重要になってくると思います。そういった部分での職員のセキュリティに関する教育を含めて管理体制をどういうふうに図っていくのか、この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

次に、財政課についてでございます。

補正予算の13ページで、地方特例交付金261万9,000円増額されております。同じく特別交付金で3,561万3,000円減額となっております。

議案の説明によりますと、国からの交付金が確定をした結果の値と聞いておりますが、その中身についてお聞かせいただきたいと思っております。

それと、決算の委員会でも話を聞きましたけども、予算書を含めてまず整理したいのが、補正予算の71ページの歳出での公債費、利子のうちの一時借入金の利子償還金195万円減額になっております。平成19年度における一時借入金の状況、年度初めにもお金がないので、多分一時借入金はやっていると思えますけども、この現時点における予算審査の中での一時借入金、もしくは年度末までの一時借入金をしようとしている今の予想数値も含めて教えていただきたいと思っております。

もう1点は、議案第1号での、3ページの条文に書いております一時借入金の50億円を限度額としております。最高値が50億円で、累積が50億円とは思ってませんが、改めて確認したいのが、平成18年度決算では63億円の一時借入金がありました。こういったことも含めて、その50億円という数値は、どういう見込みで50億円を立てられたのか、お聞かせいただきたいというふうに思いますし、こういった一時借入金というのが、国の補助金の確定、それから、税の収納状態による動向によって、瞬間的に、お金がないから一時借入金をしていると思えますけれども、この年度末になってでの国の動向も含めてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

こういったたぐいの話をさせていただくのも、本会議でも話しました、今、大きく議論を交わされております、大阪府知事の橋下知事が誕生し、暫定予算を組まれました。大阪府の負担金並びに繰出金は、摂津市には約15億円あります。

その中で影響額が11億円あるというふうに伺っておりました。本会議でも質問したときに、万が一、この本予算に組み込まなかった場合、平成20年度は市単独でも事業を行っていきたくと。21年度になったら見直していかざるを得ないというようなご答弁もいただいております。そういったところの資金運用も含めて、我々気になるところでございます。

大阪府の暫定予算で、改めて本市における影響額についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、市債の状況につきましてでございますが、市債の状況の総額は同僚委員の質問でも伺いました。

その中で、これは全体的な財政運営に関連もしてまいりますけれども、平成20年度で38億5,850万円市債を計上してるわけです。その中で、借換債が23億4,150万円、臨時財政対策債が7億1,270万円計上されておまして、そういった中で、将来的な考えの中で、その市債償還計画の中での高金利部分、いわば、こっちの表の中に出ておりますけど、今現在、3%未満の部分と6%未満の部分、それから、6%以上の償還額の動向はどういうふうに現在になっているのかお聞かせいただきたいと思いません。

それから、この市債の借換債、これ、野口委員からも一方では質問ありましたけれども、借換を行っていくときに、私は今気になっておりますのが、地方公共団体の財政健全化に対する法律の概要が提示されておりました。財政当局からも、平成18年、19年、20年度における3か年の実質公債費比率が、数字として平成21年に公表されるというふうに伺っております。

平成20年度の市債発行額は38億5,850万円で、公債費が63億4,000万円ということになってまいります。こういったところでの63億円の公債費について、この地方公共団体の財政の健全化に対する法律に基づいて試算するならば、単年度については18%を切るとは言うておりましたけれども、平成20年度、この予算を組んだ段階での決算見込みを踏まえた中でお聞かせいただきたいのが、今の実質赤字比率並びに連結実質赤字比率、それから、実質公債費比率、将来負担比率、この4点について、健全化に関する法律の公表をしなければならないということ提示されております。それについて、この平成20年度予算を組んだ状況の中で、決算見込みを踏まえた中での数値を教えてくださいなと。

さらに、20年度予算を組んだ段階で、最終決算を見込んで予算も組まれていると思いますけれども、経常収支比率も含めてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、財政の中で、これも、先ほど、野口委員の議論の中にありましたが、こういった、これからの地方公共団体の財政の健全化に対して、いろいろとやっぱり起債制限もかかってくる中で、我々がやっぱり見据えておいておかなければならないのは中期財政計画の中で、安定基盤がいかに整うかということ、やっぱり議会としても見ておかなければなりません。先ほどは、中期財政計画の見込みの中で、確定した部分でしか言えないというご答弁をしようとしたというふうに思うんですが、私は、平成20年中期財政計画は、財政課が9月ごろには提示するとは言っておりますけれども、この6月に、吹田操車場跡地について、市長が市政方針の中でも言うてますように、6月

には方針を出すということをお断りしております。その中で、吹田操車場の用地の取得も含めて、やっぱり気になるところでございまして、そういった、これからの事業も踏まえて、どういうふうな計画になっているのか。

20年度は何を決断しなければならないか、21年度は何を決断しなければならないかという、年度の節目、節目での決断しなければならない事業計画というものもあると思います。それについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、次に、総務防災課についてですが、予算概要の17ページの土地開発公社の補給金2,500万円計上されております。1回目、2回目とかどうの言うよりも、気になる点をご質問させていただきますので、丁寧にお答えいただきたいというふうに思いますが、この予算概要での土地開発公社の補給金2,500万円計上されている部分につきましては、実は、平成19年9月の一般会計の補正予算で2,500万円が計上され、そして、昨年9月26日の土地開発公社の役員会になるのか総会になるのかは知りませんが、9月26日の議案の中に、専決処分として2,500万円が組み込まれております。この2,500万円が、もともと当初予算にも平成19年度は組まれておりませんでした。それが、9月の補正予算の中で2,500万円計上されました。中身につきましては、土地開発公社が保有する土地を購入するとき、銀行から借りた利子分をこれで払っているというのが中身でございまして。

こういったことの中で、今、土地開発公社が保有している土地5か所だというふうに伺っておりますが、その土地開発公社のまず2,500万円を毎年、そう

すると、10年で単純に言えば2億5,000万円になるわけですね。この土地開発公社の健全化計画をどのように考えられているか、お聞かせいただきたいと思います。

平成19年度3月で22億5,266万2,739円の簿価があります。それから、大阪府下で、標準財政規模から見たときに、大阪府下では中位クラスの今の状況になっておりますが、まさに不良債権的な状況になっているのではないかなというふうに思っておりますので、この辺についてのご答弁をお願いしたいというふうに思っております。

また、55ページの財産貸付収入の総務防災課、これは予算の中ですね、2,176万3,000円、財産貸付収入になっておりますが、市の保有地での貸付収入額と土地開発公社が保有する土地の貸付収入についてお伺いしたいと思うんですけども、土地開発公社も、ある程度土地を貸してるように私承知しとったんですが、しかしながら、土地開発公社の決算書を見ると、事業収益として一切貸付収入が入っておりません。この総務防災課の2,176万3,000円というのは、どういったたぐいの財産貸付収入であるのかお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどと重複するかもわかりませんが、現在、市が保有する遊休土地についてもお聞かせいただきたいというふうに思っております。

次に、総合行政委員会についてですが、まず、選挙管理委員会についてでございます。

平成19年度の補正予算、39、40ページでも記載しておりますけれども、参議院選挙と大阪府知事選挙がありました。補正額が、それぞれ額が非常に大き

いんですね。その中で、いろいろと入札とかによる変化が生じる減額部分にはいたし方ないんですが、特に、ここに投票立会人の報酬が、参議院議員で106万6,000円減額されております。大阪府知事選挙は94万5,000円それぞれ減額されております。選挙の投票立会いに関しましては、投票立会人の最低人数が定められるのと、それに対する報酬が定められております。もともとこういった投票立会人の減額になるというのが、これだけ大きく減額されるというのはいかなもんかなという点からご質問させていただきたいというふうに思っておりますが、この減額理由についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それと、同じく選挙管理委員会で、市長及び市議会議員の補欠選挙と選挙公営制度の交付金、予算概要の39ページに載っております。これは条例にも関連はしてきますが、予算の中でこの際伺っておきたいのが、市長と、それから市議会議員の補欠選挙において、4,103万6,000円、全体で計上されております。その中で、選挙公営制度交付金が894万5,000円、これも、説明の中で、自動車及びポスター並びにビラ等々が入っている部分でございますが、特に、20年度は、市長のマニフェストが認められたということの中でこういった予算が計上されていると思いますが、こういった予算計上するのに、非常に言いづらいかもわかりませんが、何人分の予算を計上しているのか、それぞれ市長並びに補欠選挙。

それから、マニフェストと言われている部分の中で、例えば、衆議院選挙とか参議院選挙の中で、選挙運動期間中に配られる公営ビラについては、名前も写真

も一切記載してはならないようなピラでございまして、これが、運動期間中にピラとして認められて、マニフェストだと言っただけでもなかなかわからん分があると。だから、今回のこういった予算の部分では、どの範囲までが許可されているのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

後ほど、また、条例でも確認をしておきたいというふうに思ひますが、単価も含めてお知らせいただきたいというふうに思ひます。

それと、選挙管理委員会で、裁判員制度システム初期導入の委託料が計上されております。この裁判員制度については、いろいろと議論も交わされて、今準備段階に入ってるんですが、予算概要37ページで、裁判員制度システムの初期導入委託料30万円、行政が委託を30万円を受けて、どんな業務を行っていくのかということについては、その裁判員制度に対する名簿というふうに伺っておりますけれども、裁判員制度が、平成16年5月21日に、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が成立して、5年以内に裁判員制度が実施される予定となっております。市として、今から準備をして、十分整理ができるような内容なのかお聞かせいただきたいのと、裁判員制度そのものについては、また改めて質問させていただきますけれども、1回目はその程度にとどめておきます。

監査委員事務局についてでございますが、補正予算の41ページの監査委員費のうちの工事技術調査業務委託料15万円の減額補正がされております。さらに、当初予算で改めて、予算概要41ページで、工事技術調査業務委託料15万円が計上されております。

私は、この制度ができたときにも質問

させていただいたんですが、もともと、監査を行う立場の監査事務局が、こういった事業を抱えて、どこが監査するのかということ非常に疑問に思っております。まず、この点についてご答弁いただきたいのと、工事検査室の平成18年度の事務報告書の中で、指名競争入札の工事発注件数が64件ありました。そのうちに、1億円から3億円までの発注が1件あったわけです。そういったことの中で、この工事技術調査業務委託をするときの基準ですね、どれだけの工事で、こういった内容やったら工事技術調査業務の委託を行うのか。さらに、工事技術調査業務委託は、本来、外部監査の意味合いがあると思うんですが、この辺の見解についてお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

次に、工事検査室の検査のあり方についてご質問したいと思ひます。

予算概要の18ページで、工事検査室、予算は4万円と非常に少ないところでの質問で恐縮でございますが、4万円計上されております。平成18年度の事務報告書では、工事検査室で工種別委託検査を実施されてるわけですね。平成18年度で、工種別委託検査を実施されている。本年も行うのかなと思つたら、予算書、私見落としてるかもわかりませんが、予算の中にはそういったたぐいのものが出ておりませんで、工種別委託検査はどこに委託をして実施をされているのか伺いたいというふうに思ひます。

同じく、もう一緒に聞いておきますけれども、工事検査室が行っている工種別委託検査と、監査事務局が行っている工事技術調査業務委託との違いについて、工事検査室からご答弁いただきたいというふうに思ひます。

それと、もう1点が、工事検査室で、

これも、平成18年度の決算を踏まえて質問させていただくんですけれども、平成18年度の事務報告書の中で、工種別工事検査件数が、年間73件、検査に行かれてるわけですね。その中で、3月の年度末検査、今も相当工事、市内各地でやられておりますけれども、73件中37件が、この3月に50%、年度末に集中しております。以前にもこういった話をさせていただいたんですが、年度末予算消化での集中工事ではないかということが市民の声からも聞こえてくるわけです。

本来ならば、こういった工事検査は、現場主導ではなしに、もともと発注した段階で、工事工程表をもらった中で、指導する立場であるというふうに私は思うんですが、そういった仕事の進め方について、どのように進めているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、人事課で3点質問させていただきたいんですが。

地域手当の関係で、予算概要の15ページの人件費事業のうちの地域手当が2,539万円計上されておまして、この地域手当については、摂津市は6%に確定されたんですけれども、どうも聞くとところによると、全国的に、段階的に地域手当を見直していく中で、それに従わないと、総務省が国基準を上回る地域手当を支給している行政に対してペナルティをつけていくという動きがあるように伺っております。本市の状況と、その総務省の動きについて教えていただきたいというふうに思います。

次に、同じく人事課ですが、予算概要15ページで、職員厚生事業が660万円程度載っておりますが、もう一方では、各課にまたがる互助会の金額がそれぞれ数字が出ております。職員厚生事業につ

きましては、これまで、一人当たり8,500円が6,000円までに減額をされてまいりました。一方では、平成20年度末で互助会が廃止になる動き等も聞いておりますが、2点質問ありまして、厚生事業につきましては、これは地方自治法に認められて、条例が制定された中の厚生事業の運用でございます。

一方、互助会につきましては、その厚生事業の中で、また条例で、市が認める範疇の中で定められた条例になっておりますが、ただ、気になるのが、今年度も、互助会に対して、摂津市が支出をしている総額が、今年度以下、平成20年度、1,853万9,000円、大阪府市町村職員互助会の方に支出をしているわけです。

それと、職員からも徴収をして、合算で入金していると思っております。それが、大阪府の本体が解散する中で、この互助会が、市も負担をしている中で、解散したときにこのお金はどうなるんですかということが非常に気になるわけです。

これについて、今の大阪府互助会の動きと、この摂津市から繰り出す1,800万円の互助会補給金についてお聞かせいただきたいのと、将来は、ひょっとしたら、この互助会を廃止した中で、厚生事業にそれを振っていくんではないかなという部分も一方で気になっております。どういうふうな流れになるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、政策推進課で、補正予算の28ページで小学校跡地活用方針の策定業務委託料300万円、丸々減額されました。

もともと、昨年7月に民間委託をして、それから方針の決定をしていきたいということの中で一般競争入札をしかけたが、業者が見つからなくて、こういう

流れになって、庁内検討会議に入ったということの中で300万円が減額になったというのはよくわかるんですけども、ならば、この小学校跡地活用の策定業務を内部検討してきた結果、どういう組織でやられてきたのかなど。我々も、それぞれが一般質問等々では薄々聞いておりますけれども、その実際の決定した中身ですね、グラウンド等も含めたら、まだ確定はしていない部分もありますけれども、現在でどういう動きになっているのかお聞かせいただきたいというふうに思っております。

これは、文教常任委員会の方ではいろいろと名称について動きもありますけれども、私は、この平成19年度の補正予算の中におきましては、政策推進課の所管の部分であるということの中で質問しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、消防本部の1点だけ。予算書38ページの消防手数料で200万円計上しております。危険物の立入検査というふうに思っております。

質問で聞きたい部分は、市内のガソリンスタンドが、いろいろな状況の中で相当つぶれてまいりました。そういった中で、市民の利便性を考えたときに、これ大型店舗に吸収されたというやつもあれば、原油高でできないという部分もありますし、そういった要因の中で、老朽化してきたガソリンスタンドの改修がもうもともと無理やというようなことでございました。

これを、消防に、どういう状況になってますかと聞くのも酷なことでございまして、今の知り得る状況の中でご答弁いただけたらというふうに思います。

総務部から市長公室から監査すべて入れますと24課ありまして、本当はすべ

て質問したいんですが、この程度にとどめて、1回目を終わりたいというふうに思います。

○山本善信委員長 それでは、答弁お願いします。

角田室長。

工事検査室の関係した答弁です。

○角田工事検査室長 それでは、工事検査にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

まず最初に、年度末に完成検査が集中しているようであるが、その対策はどうかというご質問でございますが、委員ご指摘のとおり、年度末、まさしくこの時期の完成検査につきましては、本市が工事請負で発注いたしております約半数が集中いたしております。こうした、年度末に集中するというにつきましては、ある意味、予算の執行は年度末という大原則からいたし方がないと考えております。

しかしながら、各事業担当課に対しましては、年度末の工期につきましては、その年度の3月15日を完成日とするよう指導いたしておるところでございます。

また、各事業課におきましても、この指導に対しまして配慮をいただいております。こうした配慮をいただいている中でも、3月15日以降の工期設定も毎年度若干ございます。

次に、工事検査はどのように行われているのかというご質問にご答弁を申し上げます。

工事検査は、土木下水道部や都市整備部などの工事担当課より、工事完成検査を初め、臨時、中間、出来高検査など、年間約180件前後の依頼を受けて、検査を実施いたしているところでございます。

その内容につきましては、各課で作成

されました設計図書のとおり、目的といたします構造物の材質や強度、寸法などが正しく使用されていたか否かを、また、正しく施工されていたか否かなどを確認することを検査業務といたしておるところでございます。

○山本善信委員長 監査の工事技術調査業務委託と、それから、工事検査室の工種別委託検査と、その違いをちょっと聞かれています部分もありますので、その点についても教えてください。

○角田工事検査室長 工事検査室の検査の内容につきましては、ただいまご答弁申し上げましたとおりでございます。

あと、監査の方からの見地で。

○山本善信委員長 川上次長。

○川上監査委員事務局次長 委員のご質問、工事検査室の方から答えよということでございますので、もし、お問いに十分お答えできないと申しわけないんでございますけれども、私どもの方では、日常的には、特に工事検査室の検査の動向については注目はいたしておりません。

15万円の減額補正、あるいは当初の計上についてのことも絡めて、工事検査室とはまた違う見地で、監査の方で工事について見る場面があるのではないかと、いうふうにお考えをいただいているようでございますけれども、これにつきましては、今申しましたように、日常的に工事検査室とまた違った角度から工事について監査が、何らかの見方をすることではございませんで、特に意識しておりますのは、住民監査請求がございましたときに、これは、当然、新しい見地から、その工事についてどう考えるのかという、監査としても見解を問われるということになりますので、そのときに、監査委員としてご判断をいただくための具体的な、技術的な内容を把握する意味

で、技術士などを抱えておられます団体等に委託をいたしまして、お願いをして、その検査に係る技術的な情報を徴すると。それをもとに監査委員がご判断をされるということでございますので、日常的なものではないということ、まずご理解をいただきたいというふうに思います。

○山本善信委員長 豊田参事。

○豊田選挙管理委員会事務局参事 私の方から、選挙に係る分につきましてご説明させていただきます。

まず、1点目の、投票立会人に係る部分につきましてご説明させていただきます。

この分につきましては、先ほど、20年度の分にも計上させていただいてるんですけども、そのときにおきまして、ちょっと複数箇所の期日前の投票所を考えておきまして、その分を加えさせていただいている分と、それと、あと、当日の投票立会人につきましても、府の方から、啓発の意味も含めまして、若年者層の立会人を、普通、3人で通常させていただいているんですけども、プラスアルファで一人足してほしいという形での、啓発も含めた意味での依頼もありまして、その分を計上させていただいたところなんですけれども、実際、19年度執行に当たりましては、複数箇所の期日前投票所もできませんでしたし、また、その当日の立会人につきましても、私どもの啓発も足りなかったかもしれないんですけども、ちょっと残念な結果で、ほとんどの方がちょっと手を挙げておられなかったので、今回、この多額な減額補正という形になったものでございます。

次に、公営の関係につきましてご説明をさせていただきますと思います。

人数につきましては、5人ずつの立候補という形での、人数的なものについて

は考えさせていただいております。

あと、その金額についてのことなんですけれども、まず、自動車の公営の部分に関してですけれども、これにつきましては、単価的には、自動車で一日1万5,300円、燃料で7,350円、運転手の報酬で1万2,500円という形で、これを、7日間、10人という形で考えております。

それと、次に、選挙運動用ポスターの作成の公営に係る分になりますけれども、これにつきましては、単価的には510円48銭、これ掛けるポスター掲示場数、現在、統廃合の関係もありますけれども、今現状の189か所を考えてまして、それプラス、企画費としまして30万1,875円、これの10人分を予定させていただいております。

それと、あと、新設の、市長の選挙に関するビラに関する部分なんですけれども、これにつきましては、1万6,000枚、7円30銭、これを一人当たりの限度として考えております。

それとは別に、選挙運動用の通常はがきの分がありまして、これにつきましては、市長で8,000枚、市議で2,000枚、それぞれ無料交付することができますので、その分を見込ませていただいております。

最後に、裁判員制度の初期導入の件につきましてご説明させていただきたいと思っております。

これにつきましては、30万円という額を計上させていただいているわけなんですけれども、制度自体、この裁判員の名簿をつくるために、最高裁判所の方からソフトが配られる予定になっております。そのソフトを本市で使うために、本市の住民登録のデータを、そのソフトで使えるような形で変換しなければならな

い状況になっております。その変換するための、まず、ソフトというか、オープンシステムに組み込まれるような形になるかとは考えてるんですけれども、そのデータをつくるための初期の費用としまして、30万円という委託料を計上させていただいているところでございます。

私ども、選挙管理委員会の作業としましては、裁判所の依頼のありました人数について、選挙人名簿の中から、該当するその人数を抽出するような形になりますので、その抽出するソフトが裁判所から配られてくるということで、そのデータをつくるためのシステムを初期でつくらせてもらうということ、よろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 選挙の公営に関するマニフェストに関して、幾らどうなっているかということ聞かれている部分もありますので、その点についても、中身をはっきり答えてください。

○豊田選挙管理委員会事務局参事 市長選のマニフェストの記載内容についてということでございますけれども、これにつきましては、私ども、記載内容については特に制限がないというふうに聞き及んでおります。

ただ、やはり他法の関係で、違法性のある内容については記載しないでほしいと。あと、また、公職選挙法の中身の関係で、選挙運動に係る分に関しては、ひょっとしたらそちらの方に抵触するおそれがあるという形で、この辺もはっきり申し上げられないんですけれども、どの辺まで記載できるかという内容については、ちょっとご答弁の方は難しいんですけれども、ほとんどの内容については記載できるというふうに聞いております。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 ちょっと、先ほど、契

約に関する検査のことについて、私の方から補足答弁させていただきます。

それぞれ市が民間業者と契約する場合に、物品購入契約とか、あるいは業務委託契約とか、あるいは工事請負契約等、それぞれさまざまな契約をしております。当然、契約をしますと、契約の履行の確保というのが当然求められます。地方自治法の第234条の2の中に、地方公共団体が工事もしくは製造その他について、請負契約または物件の買入れその他の契約を締結した場合においてはということで、必要な監督または検査をしなければならぬと、こういう規定があります。その規定に基づきまして、先ほど、検査室長が答弁いたしましたように、設計どおりに工事がきちんと履行されているかどうか、その確認をもって支出に充てるということで、最終確認を工事検査室で行っております。

監査委員の方の、いわゆる技術の部分につきましては、私ども承知しておりませんので、先ほど、川上次長が答弁いたしましたようなことで答弁にかえさせていただきますというふうに思っています。

○山本善信委員長 今の業務委託をすることに関して、外部監査として見られるんじゃないかということに対する答弁はどちらから。

川上次長。

○川上監査委員事務局次長 先ほどお答えしましたのが大変不十分で失礼をいたしました。

私どもとしましては、外部監査という考え方は現在持っておりませんので、あくまでも、現在、二人いらっしゃいますけれども、監査委員がご判断になる、そのための技術的な要する検討について、いわば部分的にお世話をかけるというぐあいに認識をしております。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 土地開発公社の件でございます。

概要の17ページに利子補給金として2,500万円を公社の補給金としていただいております、公社の方へ。これについては、昨年、19年度の補正でも、また同額をお願いしまして、引き続き、20年度についても2,500万円ということになっております。

これは一体どういうことかということなんですけれども、土地開発公社は、市の依頼に基づきまして土地を先行買収するということになっておりまして、その中で、本来であれば買い戻しをしていただくということになります。しかしながら、こういう経済状況とか、財政事情とかで買い戻しができないということで、言葉は悪いですけれども、塩漬けの土地というのが発生して、それを公社が抱えてしまうという状況がここ10年程度起こっております。

このような中で公社がどのようなことをしておりましたかと言いますと、金融機関からお金を借りて土地を買います。その中で利息が発生します。発生した利息につきまして、これは、半年単位で借りるんですけれども、利息をまたその上に乗せて、簿価として計上していくというやり方をしております。ということは、要するに雪だるま式にふえていくということは、委員ご指摘のとおりでありまして、それで、原価以上に現在の簿価というのが、土地の簿価5か所ございますけれども、22億5,000万円という簿価になっております。

今になって、なぜ、毎年、市から利子補給をするのかということになりますけれども、一つは、金融機関の対応の変化がございます。今までは市の保証がある

ということで、公社に対して市が債務保証をしておりましたので、プライムレートをもってお金を貸してくれておりました。

ところが、一部の金融機関が、国からの指導、金融庁あたりからの指導の中で、民間の基準を使えば、こういう塩漬けの土地を持っていること自体、不良債権であるというような考え方をしなさいというふうになってまいりました。この中で、こういう安い金利では貸せませんよというふうなことを申し出られる金融機関が出てまいりました。

これに対して、高い利息で借りるぐらいならば、市から利息分を補給していただいたらどうかというお話を財政当局と相談いたしまして、昨年度からこういう話をいたしました。

基本的には、利息も含め、最終的には市で買い戻しをしていただくということになりますので、言えば、簿価をこれ以上ふやさないということが大事ではないかなというふうに考えて、こういう処理をしております。

根本的な解決は、やはり財政状況を好転し、土地開発公社の抱えております土地を買い戻していただくということになるかと思いますけれども、そうも申し上げられませんので、とりあえず、利子、簿価の増加を防ぎたいということを考えた次第でございます。

つけ加えて申しますと、現在、金融機関の借入れが12億円ほどございます。これすべて、今のところプライムレートで借りておりますけれども、プライムレートで借りておると言いますが、結構なお金が、先ほど言いましたような利息が発生します。

そこで、水道部ともお話をしまして、水道部からの、積み立てておられるお金

の一部を公社が借り受けまして、これを、水道部は安い定期金利で預けておられましたので、うちの借入れと足して2で割るような形ですけれども、ちょっと高い利息をつけまして貸していただくということで、市水道部から5億円を借られるということによって、金融機関からの借入れを5億円減らしてということで、金融機関からの借入れは、20年4月から約7億円程度に圧縮されます。ただし、根本的に解決するわけではございませんので、今後、財政健全化をしていかななくてはいけないと思います。

ただ、2番目の中で、健全化の計画のお話もございました。これについては、公社がどうこうというよりも、財政課の方で大阪府等との協議をしていただいておりますので、後ほど、財政課長の方からご答弁をさせていただくということになるかと思っております。

それから、もう1点、財産貸付収入の件でございます。

私ども、市有地で使っておらない土地を民間の方に貸し付けをしている土地がございます。これで、年間の賃貸料約2,200万円ほど、さらに収入としております。

委員ご指摘の件につきましては、旧JR、千里丘東四丁目の放置自転車の前の置き場のところのことなんですけれども、これ、一応公社の名義になっております。公社の名義になっておって、なおかつそれを市の歳入として収入しているのではないかというご指摘かと思っております。

これについては、平成14年に公募いたしましたしまして、他の南摂津駅周辺の土地等の市有地等と一緒に貸し出しをしておりますけれども、この時点で、公社から市への貸与契約を結んでおります。これをもって、市の方で使用貸借ということに

し、それを市が一括して貸し付けるという手法をとりましたので、公社に収益が入らず、市に収益が入るといった考えになっております。一応、その時点で、法律相談等も行いまして、それについての法的な問題はなかろうということは確認をした上で、14年から市の方に歳入しているものでございます。

一方で利子の補給をいただいて、一方で収益を市の方にとということで、考え方によっては違うのではないかとご指摘もあらうかと思っておりますけれども、貸し付け時点で、一括して市の方で貸し付けるといった考え方もあったようでございますので、それを継続して、現在のところ行っているということでございます。

○山本善信委員長 有山参事。

○有山市長公室参事 私の方から、学校跡地活用ということで、もともと組んでいた委託料300万円を減額させていただいた件です。

これにつきましては、5月25日に、業者の8社を呼びまして、説明会をしております。6月12日が入札期日でございましたが、5月29日から6月7日にかけての間で、8社すべてから辞退の届けが出されました。その後、検討すべく庁内の組織といたしましては、副市長、教育長の2名の特別職と、市長公室長、総務部長、保健福祉部長、都市整備部長、土木下水道部長、教育総務部長、生涯学習部長の7部長を加えた、学校跡地施設等活用方策調査検討委員会と、それから、幹事会、11課でございますが、政策推進課、総務防災課、財政課、福祉総務課、こども育成課、まちづくり支援課、建築住宅課、道路課、公園みどり課、教育委員会総務課、生涯学習スポーツ課の11課による幹事会がございまして、6月7日の時点で8社すべてが辞退しまして、6

月11日の庁議でこの件について報告をさせていただいております。

それから、6月15日に、市議会議員の皆様方に、この状況についての報告を、ファクス並びにメールで入れさせていただいております。

その月末、6月27日に一応幹事会をして、今後の検討を始めました。7月になりまして、政策推進課の方で、庁内の跡地活用に関する意向調査ということで、庁内全課に対して、学校跡地の活用を何か希望するものがあるかどうかの確認をいたしました。校舎、グラウンドそれぞれに対して、7課から利用希望の意見が寄せられておりました。これらのことを具体的に肉づけをするために、平成20年度予算見積もりを業者に依頼し、そのものの具体的なものを進めていこうとしたのですが、この予算見積もりについても、業者の方が見積もりができないということでお断りがありました。

政策推進課と建築住宅課と総務防災課と財政課と生涯学習スポーツ課の5課によりまして調整会議をその9月に持ちました。具体的に、学校の跡地について、体育館の利用とグラウンドをどうするかということで、この部分については、施設開放の流れがありますので、継続的に使うという判断が出ていましたので、そのためにはどうするのかという話と、それから、後の校舎の管理をどうするのかということで、具体には、いろいろと地元の要望でありますとか、障害者団体の要望でありますとか、福祉の団体の要望でありますとか、無認可保育所からの要望でありますとか、さまざまな要望がきていますが、これについて、一応、市の方針を固めるべく、11月1日なんです、跡地暫定活用の企画の検討会を幹事会で行っております。

本来は、計画書というふうな形で業者委託をし、中身を詰めていくものであったのですが、計画書という形にはちょっとなりにくいということで、企画書という形で、平成20年度の予算に対応すべく、その方針を素案としてまとめたところでございます。

その中身につきましては、ほぼ5月に出ている方針を踏襲しながら、今後の可能性も含めてということで策定をいたしました。11月の庁議にこの分を諮りまして、跡地の体育館の条例化に向けた報告というものをさせていただいております。

タイムスケジュールがありましたので、庁議の中で決定をいただき、今後、体育館の利用ということになりました。

12月末になりますが、関係課が集まって、20年度の予算づけをすべく体育館でありますとか、校舎でありますとか現場を見まして、都市整備部の長野次長も同行いたしまして、ほぼそれらに関する見積もり等々の立て方などを相談したところでございます。

しかしながら、いずれにいたしましても、学校跡地につきましては、現に生きている施設であり、今後についても、有効な資源として活用する必要がありますので、普通財産となった校舎については、早急に今後の方針を固めたいと思います。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 人事課に関係いたしますお問い合わせにご答弁申し上げます。

まず、地域手当についてでございます。

委員ご指摘のように、平成17年8月に出されました人事院勧告を受けまして、平成18年4月から、本市におきましては、地域手当を6%として、今現在、運用しているところでございます。

その6%を上回る形で市独自で支給し

た場合、国の方でペナルティを設けておるのではないかというお問い合わせでございますが、本市交付金の中に交付税というのがございます。そのほかに、特別交付税というのがございます。その特別交付税に関する政令という中に、その政令におきまして、第5条で、特別交付税の算定にかかわる要件が記載をされております。

その中身を解釈いたしますと、市独自で6%を上回る形で支給した分については、交付算定からマイナスを講じるというような解釈がとれる条文が載っております。

影響額ということでございますが、新年度、地域手当で、約1億7,000万円の予算を組んでおります。これを、仮に、10%に市独自でした場合、約2億8,000万円の支出が必要になります。差が約1億1,000万円強かなと。市の財政的に考えますと、歳出が1億1,000万円ふえると、歳入が1億1,000万円減るとということで、当初予算にもし計上した場合、二億二、三千万円の影響額が出るのではないかなというふうに考えております。

続きまして、職員厚生事業でございますが、地方公務員法第42条におきまして福利厚生というところがうたわれております。その趣旨に基づきまして、本市におきましては、職員厚生会並びに大阪府市町村職員互助会というところを活用いたしまして、職員の福利厚生に当たっているところでございます。

互助会の動きでございますが、委員ご指摘のように、平成21年3月に廃止になるということは、総会等々で議決をされたかに聞いております。ただ、平成21年、来年の4月以降、お持ちの財産も含めまして、今後の方針については、まだ明確に互助会の方から我々人事課の方

には連絡がないというような状況でございます。

それを受けて、今後の職員厚生事業をいかにしていくかということでございますが、互助会ともう一つ、職員厚生会というのがございます。互助会の動きも見ながら、職員厚生会の中でどういうことができるのかなということで、20年度には検討していく予定にしております。

それと、補給金の件でございますが、平成19年度は、市からの互助会に対する補給金は、率が1000分の7でございました。平成20年度は1000分の3になるという通知が、予算の策定後、正式に参りました。今、予算計上は、1000分の7で組ませていただいておりますが、いずれか、人件費全体がかかる段階で、マイナスの補正をさせていただきたいというふうに考えております。

その影響額でございますが、現時点で、互助会への補給金が約1,850万円でございます。1000分の7から1000分の3になることによりまして、約1,000万円の減額になろうかなということで、今算定をいたしております。

以上、人事課に係る答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 市たばこ税に係ります2点のご質問についてご答弁申し上げます。

1点目でございます。平成19年度市たばこ税1億4,000万円増額補正の理由はということのご質問でございますが、平成19年度の市たばこ税につきましては、当初予算額19億900万円を計上させていただきました。これは、平成18年度予算で、企業誘致の関係で、12億7,000万円の増額補正をお願い

いたしまして、現計予算額は19億900万円と同額を見積もらせてもらったものでございます。

結果的に、18年度決算では、20億4,990万円となりました。現計予算額より約1億4,000万円の増となったものでございます。このことから、平成19年度も、企業誘致に係る増収分を前年度並みと見まして、決算見込み額20億4,900万円と見込みまして、1億4,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

2点目のご質問でございます。平成20年度市たばこ税20億5,000万円のうちで、従来分はどのくらい見ているのかというご質問でございます。

市たばこ税につきましては、平成18年5月から、企業誘致分のたばこ税の増収がございまして、18年度の当初予算の段階では、従来分としまして6億3,900万円を見積もらせていただきました。18年6月議会で、企業誘致分としまして、市たばこ税12億7,000万円の増額補正をお願いいたしまして、現計予算額は19億900万円となったところでございます。

結果的に、18年度の決算収入額は20億4,990万円でございます。

たばこの消費本数につきましては、近年の健康志向の高まりや、喫煙場所の制約などによりまして、年々減少傾向にあります。また、18年7月には、税制改正によりまして、たばこ税の税率が上がりまして、従来分の消費本数は余り伸びがないものと考えております。

このことから、20年度当初予算20億5,000万円のうち、従来分をほぼ18年度当初の予算額の積算どおりの6億4,000万円と見込んでおります。このことから、企業誘致分につきましては

は、14億1,000万円と見込んでおるところでございます。

○山本善信委員長 入倉課長。

○入倉固定資産税課長 固定資産税の質問について答弁いたします。

まず、1点目が、歳入1億円の補正増の内容ですが、今回、固定資産税の現年課税分について、土地で2,000万円、家屋で2,000万円、償却資産で6,000万円、合計1億円の増額補正をさせていただきます。

今回のこの補正理由の主なものとしましては、土地、家屋につきましては、予定徴収率98.1%を0.4%程度上回る実質徴収率が見込まれることによるものです。

また、償却資産におきましては、この徴収率のほか、鉄道事業などの知事・大臣配分については、ほぼ予測に近い4.4%程度の減額となりましたが、通常的一般企業分が順調な景気の回復傾向を反映し、前年度の6.5%の増となったことによるものです。

次、2点目が、新年度予算85億2,200万円から86億7,300万円、1億5,100万円増のうち、現年課税分としましては、84億300万円から85億7,700万円、1億7,400万円の増となっております。この増の内容とダイヘン、ジェイ・エス・ビーとの関連のご質問ですが、20年度の現年度分の固定資産税につきましては、土地について、地価が上昇に転じたこと、家屋については、新增築分による増、償却資産については、設備投資の増を見込み、全体で、前年度に比べ2.1%、1億7,400万円増となる85億7,700万円の予算を計上いたしました。

資産別の内訳としましては、土地については、地価が上昇に転じ、価格修正に

よる減が軽微にとどまったことにより、前年度に比べ0.5%、2,000万円増の41億9,400万円、家屋については、新增築分の増により、前年度に比べ4.1%、9,700万円増の24億4,400万円、償却資産については、経年による減価はあるものの、緩やかな景気回復による新規設備投資増を考慮し、前年度に比べ3.0%、5,700万円増の19億3,900万円を見込みました。

予算の内容は以上ですが、ダイヘンとジェイ・エス・ビーで税収がどのようになるかということですが、具体的な数値を上げて説明することはできませんので、増収となるか減収となるかといった観点で答弁させていただきます。

土地につきましては、南千里丘まちづくりの地域面積は、企業跡地だけで約5万3,000平方メートルございます。賦課期日の1月1日現在、現況に変化がないことから、平成20年度課税では大きな影響はありません。ただし、21年度以降につきましては、まちづくり事業の進捗状況により、状況類似地区の見直しや標準宅地の新たな設定を行うことによりまして、既存のJR千里丘駅前地域との比較で考えますと、同じ駅前用地ということで、1平米当たりの評価額は上昇するものと見込まれます。ただ、開発により、市有地や駅前広場、道路などの非課税部分が約2万平米できることで、課税面積が大幅に減少します。また、大部分が住宅用地となることで、現在の非住宅用地に比べ、課税標準額が減額することから、税収としては減収になると考えております。

家屋につきましては、21年度以降に工場跡地に建設される建物の種類、規模等にもよりますが、マンションや事務所、

店舗等が建設されますと、当然、古い工場、倉庫より評価額が確実に増加します。マンションの居住部分につきましては、新築軽減特例というものがあり、5年間、税が2分の1減額となりますが、税収としては増収になると予測しております。

また、償却資産は、19年度から企業の移転が始まっていることに伴い、20年度課税からは大幅な減少になります。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 情報政策課に係りますご質問にご答弁申し上げます。

基幹業務オープンシステムを導入することによってセキュリティが重要になってきますが、セキュリティ対策として、技術的あるいは人的な職員に対する管理体制はどのようになりますかというご質問でございます。

まず、三好委員のご指摘のとおり、個人情報保護の確保は、行政が市民の大切な個人情報を取り扱うという点におきまして大変重要なことでございます。それゆえ、技術的あるいは人的な情報セキュリティを確保するということが非常に重要になってくるかと思われま。

まず、税や住基などの住民情報系のネットワークシステム、それから、庁内で使いますインターネットに接続されております庁内LANの情報系システムというものが大きく二つございますが、住民情報系のシステムにつきましては、その世界で閉じた世界をしております。それから、今回、情報セキュリティの対策といたしまして、もしも個人情報が盗まれた場合を想定しまして、パソコンの中にはデータを置かず、電算室のサーバーの中にすべてのデータを置くという、シンクライアント方式をとらせていただきました。

それから、また、個人が情報漏えいな

どをしないように、指の静脈認証とIDパスワード、これを、平成14年に、当時、小野助役がホストコンピュータに対しての情報セキュリティシステムを導入したものとちょっと形は変わりますが、全く同様な観点に立ちまして、今回のオープンシステムでも、そのような情報セキュリティのシステムを導入させていただいております。

また、もう一つの、庁内情報系のネットワークでございますが、これにつきましては、委員のご指摘のとおり、これから、一人1台体制というものを、パソコンがもう10年間という償却をとうに越えておりますので、この分につきましては、庁内ネットワークのセキュリティに万全を期すように、これから検討してまいりたいと考えております。

それから、次に、人的な面につきましてはでございますが、これまで、平成16年度におきまして、あるいは平成19年度におきまして、小さなセキュリティカードというものを情報政策課で発行しておりまして、職員の方々に、情報漏えい、あるいは情報セキュリティについての守るべき事柄であるとか、それから、禁止事項であるとかを載せておりまして、全職員あるいは教育委員会のところにもお配りをしております。

それから、平成17年度、18年度につきましては、管理職並びに理事者、そして、一般職員、毎年、年2回、人事課と連携をとりまして、情報セキュリティの職員研修、あるいは新規採用者につきましても、情報セキュリティの研修を行っております。

ただ、先ほど申しておりますように、一人1台体制になりますと、どうしても人的な面で、いろいろなカバーを技術的には行いますが、やはり一人一人の認識

によりまして、防げないものも発生してこようかと思えます。それにつきましても、技術的な面、それから人的な面、人事課と協力を図りながら、全庁的な情報セキュリティの確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 水田課長。

○水田予防課長 消防手数料のうち、危険物設置許可等及び検査手数料200万円のご質問にお答えします。

当手数料は、製造所等についての許可についての手数料でございます。

お尋ねの、ガソリンスタンドを含む給油取扱所は、平成18年度末現在には63施設ございました。そして、19年度、すなわち、2月末現在では62施設が存在いたします。当市における実質の減は1施設のみとなっております。なお、62件のうち、現在、3施設が休止となっております。

なお、この1施設の廃止につきましての理由については、予防課として把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 山口参事。

○山口政策推進課参事 私の方から、委員、質問番号3番であったかと思えますが、滞納の問題から、2月25日に債権管理対策協議会が設置されたと。これについての内容と、それと、平成20年度の活動についてというふうなご質問であったんですが、これ納税課に対するご質問だったと思うんですけれども、発議の方が、一応、政策推進課ということになっておりまして、私どもの方で事務局を持っております。現在まだ一回も開かれていない状況でございますので、政策推進課の方からご答弁申し上げます。

まず、滞納問題につきましては、たびたび、不納欠損額、それから、収入未済

額のことにつきまして、議会の皆様、議員の皆様、また、監査委員から厳しいご指摘を受けてきたところでございます。

ちなみに、平成18年度決算におきましては、不納欠損額は、これちょっと水道事業会計は会計方式が違いますので資料から除いておりますが、約2億5,500万円となっております。収入未済額につきましては約2億6,900万円となっております。

この資料につきましては、部長会の議事録のところに添付ファイルの方でつけておりますので、ごらんいただいているかと思えますが、この過去6年間、平成13年から平成18年までで見ますと、不納欠損額の合計が約1億6,600万円ということで、これだけのお金が6年間で焦げついておるということになります。いわゆる不良債権処理をしたということでございます。

このような現状を受けまして、昨年、庁議でこういう対策を何とかしないといけないということでお諮りをした上で、昨年11月20日、これは全庁にかかわることでもございますので、政策推進会議でその設置について諮りましたところ、全員一致で設置をしようということになりました。

ちょっと予算の期間になりましたので、時期はずれましたが、2月25日に、部長会でもって設置ということにさせていただいた次第でございます。

実際の中身についてでございますけれども、基本的に、目的なんです、まずは、2007年問題等いろいろ言われておりますけれども、いわゆる徴収手続でありますとか、そういう知識ですね、これの共有化、それと、技術継承、これは人の問題になりますけれども、それをきちんとやることにより、市民負担の公平

性を担保するということが、これが一つでございませう。

2つ目は、市は、いわゆる滞納対策につきましても、すべての方に対してではなく、これは、一部の悪意の、いわゆるお金があつてお支払いいただけないという方に対してですけれども、一定の抑止効果を発揮させようということ。

それと、3点目でございますけれども、各担当者のスキルアップを図るとともに、徴収事務に対する不安を解消して、義務負担の軽減を図る。

この3つを主な目的としております。

それから、債権管理対策協議会につきましても、会長につきましても副市長ということになっておりまして、位置づけとして副市長直轄の機関という取り扱いにしております。

これは、債権回収に臨む本市の姿勢でございます。

それから、この協議会につきましてもは2つの部会を設けます。

視点といたしましては、地方税の滞納処分の例により、強制徴収できる債権という視点がまず1点。

それから、強制徴収のできない、いわゆる公法上の債権でありながら、いわゆるそういう権限の与えられていない債権、または純然たる私法上の債権を対象とする部会。いわゆる滞納整理部会と私法整理部会の2つの部会を設けます。

それから、滞納整理部会につきましてもは、納税課のノウハウを全庁的に共有するために、納税課長に一応部会長になっていただき、私法整理部会につきましてもは政策推進課長が部会長でやっていきたいと。

今後の活動内容でございますけれども、債権管理体制について、いわゆる請求・督促等の徴収サイクルについて研究をし

てまいりたいと。それから、債権管理事務のノウハウの共有化及び技術継承、それから、裁判所の手続による債権管理について、これは、主に裁判手続によらなければ徴収することのできない債権について研究をして、また、議員の皆様にご説明をして上がりたいというふうに考えております。

そのようなさまざまな研究をして、滞納対策につなげてまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 財政の問題の答弁につきましてもは、後日にしたいと思ひます。本日の委員会はこの程度にとどめたいと思ひます。

それでは、本日はこれで散会します。

(午後5時16分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 山本善信

総務常任委員 三宅秀明